



JICA LIBRARY



1006747[8]

國際協力事業團	
受入 月日	R 000 '84. 3. 12
登録No.	36 00111 SDP

はしがき

開発調査団は、開発途上国からの要請に応えて、その国の経済発展に重要な役割を果たす公共的な開発計画の立案に協力するために編成された日本政府調査団であります。

調査団は、事前国内調査、現地調査および国内作業を行なって開発計画案を作成し、当事業団および日本政府を通じて相手国に報告することによって、その国の開発促進に寄与するとともに、わが国と相手国との友好親善および経済交流の緊密化に貢献することとなるものであります。

このような調査団の使命を認識され、団長は調査団の最高責任者としての自覚をもたれ、また団員は団長を補佐しその指揮のもとに終始一体となって規律ある行動をとられるよう、お願ひいたします。

また調査の結果を速やかにとりまとめることが相手国の要請に応える緊要事であることを銘記され、できるかぎり現地滞在期間中に報告書の原稿を書き上げるよう、お願ひいたします。

この手引は「第1編 開発調査業務要領」及び「第2編 開発調査報告書作成要領」の2編から成り、調査団員のために当事業団の手続や注意事項を説明したものですので、団員に委嘱されたのちは、本邦出発前、現地滞在中はもとより、帰国後においても携行され、業務実施上の参考としてご活用ください。

なお、この手引に記載されていない事項については、担当者におたずね下さい。

昭和53年6月

国際協力事業団
社会開発協力部長

目 次

第1編 開発調査業務要領

第1章 開発調査団員の任務	1
(1) 開発調査の業務の流れ	1
(2) 調査団員の主要任務	1

第2章 本邦出発まで 5

(1) 調査団の編成	5
(2) 本邦出発までに調査団員が事業団に提出する書類	5
(3) 調査団事前打合せ会議	6
(4) 渡航手続	7
(5) 旅行代理店の役割	8
(6) 外国旅費の概算支給	8
(7) 現地調査費の概算払い	9
(8) 災害補償	9
(9) 調査用資機材の調達	10
(10) 調査用資機材の梱包	11
(11) 調査用資機材の輸送	11
(12) 本邦からの出発	12
(13) 調査団員が外国旅行のために所持すべき書類	12

第3章 現地滞在中 13

(1) 在外公館、事業団海外事務所および相手国政府等との打合せ	13
(2) 事業団への報告	13
(3) 外国旅費の返還	14
(4) 現地調査費の取扱いについて	14
(5) 調査用資機材の管理	14
(6) 現地収集資料の管理	15
(7) 報告書原稿の作成	15

(8) 相手国政府に対する予備報告	15
(9) 調査用資機材の返送	15
(10) 団員の帰国	16
(11) 飛行機の予約と確認	16
(12) 本邦への到着日の連絡	16
(13) 事業団あての電信について	16
 第4章 帰国後	17
(1) 事業団への報告	17
(2) 帰国直後調査団員が事業団に提出する書類	17
(3) 滞在費の精算	17
(4) 現地調査諸費の精算	18
(5) 調査用資機材の返納	18
(6) 調査用フィルムの保管等	18
(7) 報告会の開催	18
(8) 報告書のとりまとめ	19
(9) 報告書とりまとめにあたって調査団員が事業団に提出する成果品	19
(10) 調査内容の公表	20
 第5章 臨時会計役の任務	21
1. 臨時会計役の任務	21
(1) 臨時会計役任命の趣旨	21
(2) 現地調査費の受領	21
(3) 現地調査費の支出	21
(4) 現地調査諸費の精算	23
2. 臨時会計役の任務	24
(1) 資機材管理の職務	24
(2) 調査用資機材の受領	24
(3) 調査用資機材の管理	25
(4) 調査用資機材の返送	26

(5) 調査用資機材の返納	26
---------------	----

様 式

1. 診 断 書	31
2. 業 務 報 告	32
3. 資機材借用証	33
4. 現地収集資料リスト	34

添 付 資 料

1. 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（抜すい）	37
2. 現地調査費の会計事務取扱いについて	43
3. 海外派遣専門家の災害補償に関する基準	50

様 式

1. 加入申請書	57
----------	----

参 考 資 料

1. 事業団海外事務所及び駐在所 所在地	63
2. 関係の多い在外公館 所在地	71
3. 各通貨の為替相場一覧表	92
4. 国別にみた必要および推奨される予防接種	103

第2編 開発調査報告書作成要領

1. 開発調査とその報告書	115
2. 開発調査団団長および団員の心得	118
3. 開発調査プロジェクト担当者の責務	120

4. 報告書作成の行程	121
5. 報告書執筆の基本方針	122
6. 報告書の構成	123
7. 原稿執筆上の注意	125
8. 写真、図表のオリジナル作成	127
9. 翻訳と校閲	128

付 錄

1. 翻訳と校閲について	131
2. 報告書の印刷・製本仕様	136
3. 報告書の表紙について	138
4. 報告書の取扱い	141

第1編 開発調査業務要領

第1章 開発調査団員の任務

(1) 開発調査の業務　国際協力事業団が実施している政府ベースの開発途上の流れ、上国に対する技術協力事業の一方式として、開発調査事業がある。

開発調査事業は、開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす公共的な開発事業に関して現地調査および国内作業を行って事業計画書を作成し、日本政府から相手国政府に提出することを目的とし、当事業団は各分野の専門家からなる調査団を編成してこの事業を実施するものである。

その財源は、外務省所管開発調査費（交付金）ならびに通産省所管海外開発計画調査事業費（委託費）に大別される。これらの財源の種類によって手続きに多少の差異はあるが、開発調査事業の仕組あるいは業務の流れを述べればおよそ3頁のとおりである。

また調査業務の実施の方法には、事業団が直接関係機関等から技術者を集め調査を実施する、いわゆる直営方式と事業団がコンサルタント会社等と調査業務に関する契約を結び、事業団の業務監理の下に、コンサルタントが調査団を編成し、調査を実施する、いわゆるコンサルタント一括契約方式の二つがあるが、その業務の流れには差異がないので、ここでは直営方式をベースに説明することとする。

(2) 調査団員の主要任務　この業務を実施するために調査団員に委嘱する任務の主要なものは下記のとおりである。
具体的な事項については調査の性格、目的に応じて異なるが、大筋において遺漏のないようにされたい。

(a) 事前国内調査

- 相手国的一般事情、経済発展状況、要請の背景、開発計画の構想等を把握する。
- 調査団の最終成果品となる開発計画報告書（以下報告書といふ。）の骨組を立案する。これには、技術的可能性、経済的有効性、資金的妥当性を十分検討するほか、政治的配慮を加えること。
- 上記報告書のうち国内で判明する範囲についてできるだけ執筆する。
- 国内で判明しない事項について現地で調査を行うための調査計画をたてる。

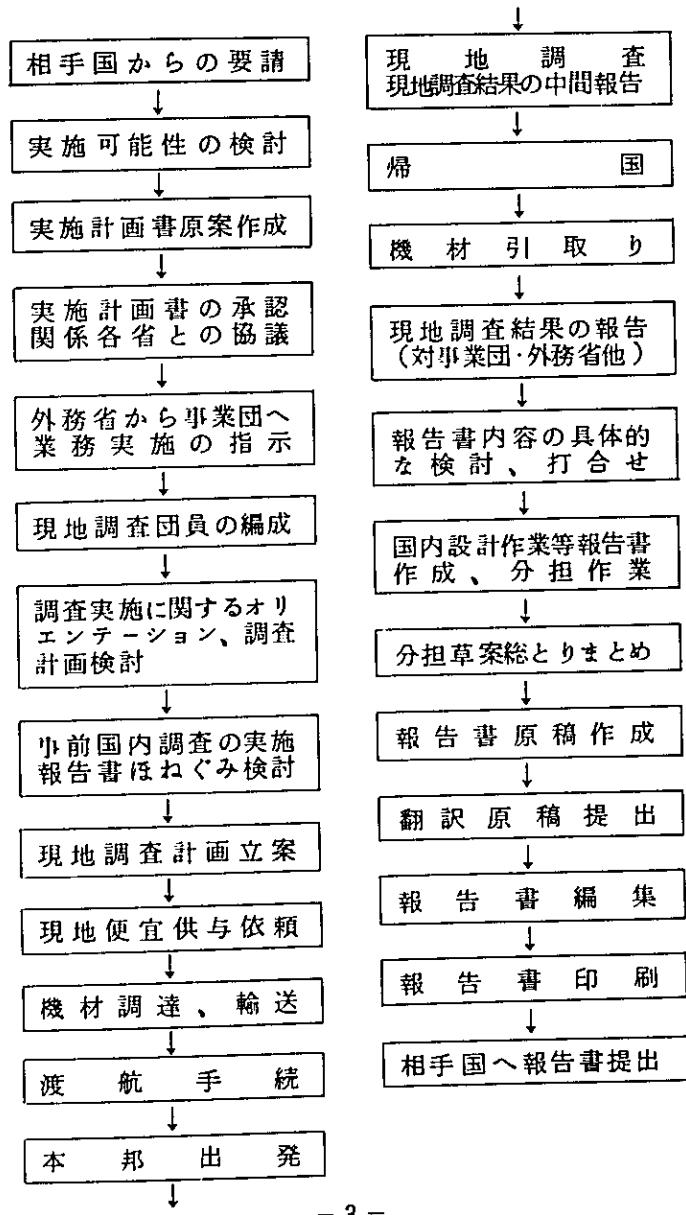
(b) 現地調査

- 相手国政府の要請の背景、開発計画の構想を確認する。
- 一般事情、経済状態、その他計画立案に必要な資料情報を収集する。
- 現場における自然条件調査、地元民の意向聴取を行なう。
- 事前国内調査および現地調査の成果をあわせて現地事情に適合した開発計画を立案する。
- 国内での解析、設計作業を要する部分を除き報告書を執筆する。
- 開発計画の要点、今後のスケジュール等に触れた中間報告書を作成し、相手国政府に提出報告する。

(c) 報告書のとりまとめ

- 現地調査によって得られた資料情報を検討し、開発計画作成方針を確認する。
- 資料解析、構造物設計等を行なう。（必要な場合には、調査団から仕様書を得て、事業団からコンサルタント会社等に外注する。）

開発調査事業の業務の流れ



- 上記の成果をとりまとめて報告書原稿を作成する。
 - 事業団が別途外注する翻訳、印刷に関する校閲、校正を行なう。
 - 帰国直後および開発計画作成後、事業団・外務省他関係機関に報告する。
- (d) 報告書説明
- 事業団、外務省から相手国政府に報告書を提出したのち、必要に応じ、団長および主要団員は説明に赴く。

第2章 本邦出発まで

(1) 調査団の編成 (a) 団員の人選

事業団は、概略の調査計画および調査団編成案を作成し、団長および団員の推薦または委嘱願いを関係省庁または民間機関に依頼する。

(b) 団長および団員の委嘱等

事業団は、団長および団員の推薦または委嘱の承諾を受けたのち、これを決定して本人に委嘱状を発給する。

団員は、調査の事前準備、現地調査、報告書作成について連帯して責任を負い団長はこれを代表する。

(c) 臨時会計役の発令

事業団は、団長または団員のうちから1名を選んで臨時会計役を発令する。（臨時会計役の任務は第5章に述べる。）

他の団員は現地調査費の支出および調査用資機材の使用にあたって臨時会計役に協力するものとする。

(2) 本邦出発までに 調査団員が事業団 に提出する書類

調査団員に内定したのち現地調査のため本邦を出発するまでは、諸手続きのために下記の書類が必要である。事業団担当者の連絡に応じて所定の様式で提出されたい。

なお、旅券取得にあたって一般数次旅券の交付を受けている者は、公用旅券の交付を受けることは出来ないので、公用旅券の発給を申請するときは、かならず一般数次旅券を外務省へ返納する手続をとること。
(この手続は事業団指定の航空代理店が行なう)

(a) 事業団内部手続用書類

- (i) 団員内定時
 - 履歴書 1通
 - 健康診断書 1通（様式1）
- (ii) 現地調査計画打合せ時
 - 調査日程
 - 調査用機材リスト
 - 現地便宜供与依頼事項
- (iii) 外国旅費等支給時
 - 外国旅費請求、領収書
 - 海外共済会加入申請書
 - 予防注射料領収書
 - 健康診断料領収書
 - 現地調査費受領書（臨時会計役）
- (iv) 本邦出発時
 - 出発届
 - 調査用機材受領書（臨時会計役）
- (b) 旅券取得用
 - 戸籍抄本 1通
 - 旅券用写真 約5枚

- (3) 調査団事前打合せ会議 調査団が編成されたのち速やかに調査団員は一週間に一回程度の割合で会合を持ち、次の事項について打合せを行ない、団員相互の意思統一をはかり、現地調査のための準備をするものとする。
- (a) 相手国一般事情についてのオリエンテーション
 - (b) 調査対象のプロジェクトの背景、計画構想の把握
 - (c) 関係資料の収集（必要な資料が国内で得られぬ場合は相手国政府に資料の収集を要請する。）
 - (d) 団員各自の業務分担の確認

- (e) 最終成果品となる報告書の骨組の立案、国内事前調査によって判明した部分の執筆
- (f) 現地調査の範囲、項目、方法、詳細日程等の検討
- (g) 調査団資機材の検討、調査、輸送等についての検討
- (h) 相手国側に依頼する便宜供与事項についての検討
(必要に応じ plan of operation 案を作成する。)

(4) 渡航手続　　外国旅行のためには、旅券、相手国の入国査証、外貨、航空券等が必要であるが、団員から戸籍抄本および写真の提出を受けたのち、事業団指定の航空代理店に渡航手続きを代行させる。

前記(2)で述べたとおり、すでに一般数次旅券の交付を受けている者は、その旨をかならず事業団のプロジェクト担当者に連絡し、事業団指定の航空代理店を通じ外務省へ返納の手続をしなければならない。

また渡航前の健康診断は原則として事業団指定の下記の診療所で受診すること。その際、必ず事業団所定の健康診断書用紙を使用するものとする。

指定診療所

新宿三井ビルクリニック

新宿区西新宿 2 の 1 新宿三井ビル 4 階

電話 344-3311(代)

世界各国とも、出入国の際には予防接種証明書が必要とされるので、出発までに予防注射を行い、その証明書を受けとめておく必要がある。

どの予防注射の免疫証明が必要であるかは、国によって異なる。通常は、天然痘(有効期間は 3 年)コレラ(有効期間 6 カ月)等であるが、特にアフリカおよび中南米については黄熱病の予防注射を必要とする場

合がある。これらの予防注射は、黄熱病を除いては事業団指定の診療所、外務省診療室、大都市の病院、神戸、大阪の税関等において受けることが出来るが、証明書は外務省診療室、検疫所等にて発行される。したがって、検疫所、外務省診療室以外で予防注射を受けた場合は、注射証明を発行してもらい、航空代理店に証明書の取付けを依頼すること。（参考資料参照）

黄熱病は羽田、福岡および神戸の検疫所以外では発行されない。

コレラの予防注射は、出発前2回行なう必要があり通常第1回の注射を受けてから5～7日以内に第2回の注射を受ける。天然痘は1回行なうだけであるが、コレラと一緒にには注射を受けられない。黄熱病の予防注射の場合、他の注射との間隔を1ヶ月あける必要があり、その点注意が肝要である。

(5) 旅行代理店の役割

旅行代理店の役割はおおむね下記のとおりである。
それぞれの事項の詳細については、旅行代理店の担当者と相談されたい。

- 旅券および入国査証取得（旅行日程表等作成）
- 航空券購入
- 航空機座席予約
- ホテル予約（通常は大使館に依頼する）
- 別送貨物通関および発送手続
- 空港での搭乗および手荷物発送手続き
- 空港への送迎（費用は本人負担）
- 帰国時別送貨物引取り

(6) 外国情費の概算
支給

団員には現地調査期間中の外国旅費が支給される。
外国旅費とは、支度料、日当、宿泊料、渡航費およ

び旅行雑費（注射料、健康診断料、出入国税等）であり、事業団の定める基準（別添）により算出した額の円貨を概算で支給し、帰国後精算する。

滞在費（日当、宿泊料）の外貨交換および航空券購入の手続きは、事業団が行なう。

(7) 現地調査費の概算払い

現地調査費は、現地調査に際し業務を実施するためには必要な経費であり、個々の支出条件ごとに事業団本部の会計機関で処理することができないため、臨時会計役に概算払いを行なう。臨時会計役が円貨で概算額を受領し、現地調査終了後証憑書類にもとづき精算する。

現地調査費の外貨交換手続きは、事業団が行なう。

(8) 災害補償

- (a) 団員の業務上の災害に対しては、事業団の基準により補償される。
- (b) 団員の業務によらない負傷、疫病等に関しては、実費の8割の金額が給付される。
- (c) 団員が業務上、業務外を問わず死亡した場合、又は重度の廃疾の状態になった場合、最高1,400万円が給付される。
- (d) 上記(b)、(c)の給付のため、団員から掛金を徴収し、これに見合う負担金が事業団及び海外共済会から負担される。
- (e) コンサルタント一括方式の団員は、出発前に掛金を下記の海外共済会の口座に振込むこと。

（口座） 東京銀行新宿支店

普通預金：51-080756

名義：国際協力事業団海外共済会会长

松原進 （別添参照）

- (9) 調査用資機材の 調達 (a) 現地に携行する資機材のうち、事務用品、医薬品、写真フィルム等については事業団の標準リストを基にして団員協議のうえ、事業団において購入するものを決定する。これ以外で各人が必要とするものは個人で用意する。
- (b) 調査機材については、調査の内容、現地の事情（便宜供与、運搬、管理など）、輸送方法、調査方法などの点を充分考慮した携行計画をできるだけ早期の調査打合せの際作成し、少なくとも発送の3週間前には購送、機材の内容明細表（様式3）に記入して事業団に調達を依頼する。事業団はこのうち必要と認めたものにつき、購入または借上を行なう。
- 調達方法には、在庫調達、外部からの借上、新規購入の3通りがある。
- (i) 在庫調達：社会開発協力部に保管されている物品は、調査団に貸し出すことが可能なので、必要があれば、資機材担当者の説明をうけ、物品によっては修理または調整を必要とする場合もあるので、当該団員が事前にチェックする。
- (ii) 借上：在庫調達不能であって外部から借上可能の場合には借上調達する。
- (iii) 新規購入：在庫調達および借上調達ができない場合は新規購入する。
- メーカーおよび製品を指定する場合は、その事由を明らかにし、仕様、購入先、価格、その他購入に必要な資料を添付する。
- (c) 上記の機材はいずれも善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。万が一、善良なる管理者の注意をもってしても破損、紛失等が避けられなかった場合には在外公館、事業団海外事務所の証

明書を発行してもらい、帰国後速やかに事業団に報告しなければならない。

- (10) 調査用資機材の 梱包 (a) 梱包は輸送方法によって異なるが、大体次のとおりである。

対象資機材	梱包方法	梱包人	輸送方法
資料 事務用品、 医薬品 フィルム 小型機材	トランク ダンボール箱 その他	団員	超過手荷物 (エクセス)または航空貨物
大型機材	独立梱包	貿易業者または運送業者	航空貨物または船便

- (b) 団員の個人的な携行品は、資機材の梱包に加えてはならない。
(c) 団員、特に臨時会計役は、梱包には必ず立会い、資機材担当者の説明をうける。

- (11) 調査用資機材の 輸送 (a) 海上輸送にするか、航空輸送にするかは、調査用機材の種類、量、輸送期間の長短等を考慮して、現地調査の実施に支障のない範囲で事業団がこれを決定する。

超過手荷物 (Excess Baggage エクセス) の場合は、同乗機で輸送される。別送貨物 (Unaccompanied Baggage アナカン) の場合は、別便で輸送されるので、出発 2 ~ 3 日前に手続きをし、現地税関で Airway Bill 、旅券、航空券を呈示すれば引き取れる。

国の事情によっては、引き取りにかなりの日数を

要するので、調査日程には注意する必要がある。

- (b) 輸送の手続きは、航空代理店または輸送業者にこれを依頼する。
- (c) 航空貨物、船便の場合は、貿易または輸送業者を通じ、保険、無為替輸出許可申請の手続きを行なうので、相当期間（約1カ月）の余裕をみておく。
外国製品を携行する場合には、所定の手続きをとる。
- (d) 調査のために、現地で取得した土壌・植物等の本邦輸入禁止品を持帰る必要がある場合は、あらかじめ輸入禁止品輸入許可を受けなければならない。

(12) 本邦からの出発

調査団員は、出発に先立ち、事業団に出発届を提出する。

調査団員の身廻品等の手荷物で、航空会社の無料扱いとなる重量は、ファーストクラス 30 Kg、エコノミークラス 20 Kg であり、それを超える重量 1 Kgにつきファーストクラス片道運賃の 1 % の超過料金を支払わなければならない。

出発当日は、航空機離陸約 1 時間 30 分前までに、当該航空会社の羽田空港事務所窓口に集合し、搭乗および航空便による機材発送手続を行なう。

(13) 調査団員が外国旅行のために所持すべき書類

調査団員が外国旅行のため特に空港において出国手続きを行なうためには、下記の書類が不可欠であるので、必ず身につけて所持しておく必要がある。

旅券 (Passport)

予防接種証明書 (Yellow Book)

航空券

ドル貨 (現金または旅行小切手)

第3章 現地滞在中

- (1) 在外公館、事業団海外事務所および相手国政府等との打合せ 調査団は現地に到着後直ちに在外公館および事業団海外事務所を訪問して、調査の目的、範囲、日程等について打合せを行なう。ついで、大使館担当官等とともに相手国政府ともこれを行ない、特に便宜供与の確認を行なう。
- (2) 事業団への報告 (a) 現地到着の報告：調査団は、原則として現地到着後直ちに電報で事業団社会開発協力部宛に到着の連絡をするものとする。
(b) 業務報告：調査団は現地滞在中、1週間に1度は事業団に調査の状況について報告するものとする。

(様式2)

航空郵便宛先	東京都新宿区西新宿2の1 新宿三井ビル内 国際協力事業団 社会開発協力部長宛 TOKYO JAPAN
電報宛先	JICAHDQ TOKYO
テレックス	Call J 22271 Answer Back Code JICAHDQ J 22271

なお、電報あるいはテレックスにて事業団に連絡するときは、本文の冒頭にATT(Attention)
SHAKAIBUCHI または ATT SHAKAI とし、その次か、あるいは末尾に調査団名及び発信者名を入れること。

- (c) 調査計画変更の報告義務：現地事情等により当初計画をやむを得ず変更しなければならない場合（調査内容の一部変更、滞在期間の短縮あるいは延長、滞在地変更等）は、団長はその変更内容および理由を事業団に報告し、事業団の指示をうけることとする。また同時に大使館担当官に依頼して公信にて外務省に報告するものとする。
- (3) 外国旅費の返還 当初の計画と異なった行動（たとえば滞在期間の短縮、滞在地の変更、航空賃の等級変更、出発前に予約した現地国内航空賃の未使用等）により生じた残額は事業団に返還しなければならない。滞在費等の追加支給は、あらかじめ事業団の了解を得たもの以外には行なわれない。
- (4) 現地調査費の取扱いについて (a) 現地調査費の支出範囲は、第5章に記載してあるとおりである。現地で要する経費の公費（現地調査費）負担と私費（滞在費）負担の区別を守ること。
(b) 現地調査費の出納については、臨時会計役が責任をもち、証憑書類を確実に保管する。
(c) 現地調査費の出納にあたっては、団員はすべて臨時会計役の指示するところに従わなければならない。
- (5) 調査用資機材の管理 (a) 携行中（引渡し時から返却時まで）の調査用資機材の管理は、臨時会計役が行なう。臨時会計役は、団員にその事務処理を委託することができる。
(b) 解柵後、当該団員はそれぞれ使用する資機材をチェック、調整をしておく。
(c) 使用中は当該団員が慎重かつ良心的な管理を負う。
(d) 現地の事情によっては、盗難の危険があるので、

調査団員全員が常に管理には注意をはらう。

- (e) 現地にて破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合、重要な資機材については直ちに在外公館を通じて事業団に連絡すること。一般機材については、その状況を説明する証明書を在外公館、事業団海外事務所から発行してもらうこと。
- (f) 調査用資機材については、原則として相手国には供与できない。

- (6) 現地収集資料の
管理 調査のために、調査団が相手国政府その他の関係機関から（有料または無料に拘らず）入手した資料の所有権は事業団に属するものであるので、調査団員は責任をもって保管し、報告書とりまとめ後事業団に提出すること。
調査団員は、資料を入手した都度、その資料の内容と概要、入手先等を記入したリストを作成すること。（様式は、34ページを参照のこと。）
- (7) 報告書原稿の作
成 調査団は、現地調査期間中に国内設計を必要とする場合を除き、可能な限り報告書原稿を書き上げるものとする。
- (8) 相手国政府に対
する予備報告 調査団は、現地調査終了後離国前に在外公館と協議の上、相手国政府に対して調査の概括的予備報告書を提出することを原則とする。
- (9) 調査団資機材の
返送
 - (a) 原則として海上輸送とする。ただし、特に緊急を要するもので、予算の許す場合は航空輸送としてもよい。
 - (b) 輸送費は原則として日本到着払いとする。
 - (c) 返送資機材の梱包荷物中に団員の私物を挿入する

ことは厳に慎しまなければならない。

- (10) 団員の帰国　　団員はあらかじめ事業団の了解を得た場合を除き、
計画日程にもとづく予定日までに帰国しなければならない。
- (11) 飛行機の予約と　　帰国日決定次第、航空機座席の予約を行ない塔乗す
確認　　る。さらに、72時間以前にその予約の確認(confirmation)を行なう。
- (12) 本邦への到着日　　調査団は、現地離国前に、帰国日、航空便名を事業
の連絡　　団宛に電報またはテレックスで連絡するものとする。
この連絡を受けたのち、事業団は団員所属機関等に
その旨連絡する。
- (13) 事業団あての電　　昭和46年1月8日国際加入電信(International
信について　　Telex)が設置され、下記の用件について、在外公館
より JICAへ直接交信が行われている。
対象電信(公信)
(1) 研修員の来日月日、フライト(航空切符に関する
照会を含む)
(2) 専門家、調査団の帰国月日、フライト(休暇帰国
の場合を含む)
(3) 機材B／J発着に関する照会
(注) テレックス設備のある在外公館とは直接交信で
きるが、設備のない公館は電報によることにな
る。

第4章 帰 国 後

- (1) 事業団への報告 調査団は、帰国後直ちに事業団に対して、現地調査の概略的報告を行い、今後の報告書作成のための具体的打合せを行なう。
- (2) 帰国直後調査団員が事業団に提出する書類 事業団の内部手続きのために調査団は帰国後、できるだけ速やかに下記の書類を事業団に提出するものとする。
- 帰国情
 - 旅券
 - 航空券カバー
 - 出国税領収書
 - 現地調査日程表
 - 現地収集資料リスト
 - 現地調査費精算書および残金（臨時会計役）
 - 調査用機材返還（臨時会計役）
 - 成果品とりまとめ日程表
 - 解析、設計等事業団からコンサルタント会社等に外注すべき作業がある場合にはその仕様書案
- (3) 滞在費の精算 事業団は、前項の帰国情、調査日程、航空券、旅券および出国税の領収書にもとづいて滞在費等の精算を行なう。返納金のある場合には団員は事業団の行なった精算にもとづき、速やかに返納しなければならない。
旅券、航空券カバーおよび出国税の領収書がない場合には、それに係る旅費の返納を求められることがある。

- (4) 現地調査費の精算 臨時会計役は、当該旅行を完了して帰国した日から2週間以内に、現地調査費の精算を行なわなければならない。
- (5) 調査用資機材の返納 (a) 調査用資機材は、帰国後すみやかに事業団に返納する。
(b) 開梱には、資機材リストとの照合、破損、故障、紛失などの点検をするので、双方（事業団は資機材担当者、プロジェクト担当者、調査団は臨時会計役）が立会うものとする。同時に調査団は事業団に現地での資機材の状態、調整、修理の有無を報告する。
(c) 事業団の了解なしに調査団が現地で処分した資機材は、帰国後事業団に弁償する必要がある。
- (6) 調査用フィルムの保管等 調査費で購入したフィルムによる現地撮影写真等について事業団で複製のため必要とするときは、原版の提示を求めることがあるので、団員は少くとも3年間責任をもって保管するものとする。
(注) 事業団支給のフィルムの現像およびベタ焼の費用は団員負担、記録アルバム、報告用スライド、報告書添付用写真等の焼付、引伸、複製の費用は事業団が負担する。
- (7) 報告会の開催 事業団が主催する報告会において、団長および団員は報告を行なう。報告会としては、帰国後直ちに事業団、外務省、関係省担当者に対する現地調査の報告会と、計画立案後または報告書完成後、上記および民間関係機関を含む調査全体の報告会とがある。

(8) 報告書とりまとめ 調査団は必要な都度会合を持ち、速やかに調査報告書等の成果品をとりまとめるものとする。

資料解析、構造物設計等について必要ある場合は、調査団の作成した仕様書にもとづき、事業団がコンサルタント会社等に外注し、成果品を調査用に提供する。

調査団から提出された報告書原稿にもとづいて、事業団が行なうほん訳、印刷に関する校閲、校正は調査団が行なうことを原則とする。

(9) 報告書とりまとめにあたって調査団員が事業団に提出する成果品 調査団は、調査の成果として下記の資料を、帰国後の打合せ会において、打合せ日程にしたがって提出するものとする。

(a) 相手国政府に提出する報告書の原稿

開発計画の内容ならびにその技術的可能性、経済的有效性および資金的妥当性を説明した報告書のほん訳のための原稿

(b) 国内関係者に配布する報告書の原稿

上記の相手国政府に提出する報告書と同じ内容のほか、日本国内関係者の参考となる相手国的一般事情、立案した開発計画に関する解説等を追加した報告書原稿

(c) 開発計画概要書

国内の報告会、関係機関への報告、その他P Rのために用いるパンフレットの原稿となるもので、

(a)の報告書の要約および一般平面図等で構成する。

(d) 現地収集資料（様式第6）

(e) 現地記録写真

一般説明用および事業団の記録として残す写真集に用いるための現地写真（一般事情、計画対象地区、現地調査情況等を示すもの）に説明を加えたものを

アルバムに整理し提出することを原則とする。

(f) 調査団意見書

この種の調査の実施方法の改善のため、および当該プロジェクトのフォローアップのために参考とすべき事項に関する調査団から事業団に対する意見書。

(10) 調査内容の公表

団員は、報告書完成以前に、調査内容を講演、執筆等により公表する場合は、あらかじめ事業団の了解を得るものとする。

団員は調査内容で特に事業団が指定するものについては、秘密を保持しなければならない。

第5章 臨時会計役の任務

1. 臨時会計役の任務

(1) 臨時会計役任命の趣旨

調査団が現地滞在中に業務上必要とする現金支出の権限を臨時会計役に委譲し、これによって現金出納の責任の所在を明確にするために任命されるものである。

したがって、臨時会計役は概算払いを受けた現地調査費の管理、出納、精算を責任をもって行なわなければならない。

(2) 現地調査費の受領

現地調査費は、臨時会計役が円貨で概算額を受領し、帰国後精算する。

現地調査費の外貨交換手続きは、事業団が行なう。

(3) 現地調査費の支出

(a) 現地調査費とは、現地調査に際し、臨時会計役が携行する費用で、海外における業務を実施するうえに必要な経費として、支出されるものである。

(b) 現地調査費の出納については、臨時会計役が責任をもって行ない、取引ごとにその証憑書類を確實に取り付け、保管する。

(c) 臨時会計役は、現地滞在中において現金出納帳を備え、現地調査費を支出の都度記入し、受払いを常に明らかにしておくものとする。

また、予算残額と現金とは常に照合しておく必要がある。

(d) 臨時会計役は、現地調査費内訳の各費目予算の範囲を超えて、濫りに流用してはならない。

(e) 現地調査費を現地貨に交換するときは、原則として銀行その他公的機関で行ない、交換証書を取付けるものとする。調査団の公的性格からして、

いわゆるヤミレートで交換してはならない。

- (f) 現地調査費の主な使途は次のとおりである。
- (i) 現地交通費：現地で業務遂行のため利用する
交通機関（航空機、汽車、船等）の運賃
※たとえ公務であっても、目的地たる地域内
（飛行場～ホテル、ホテル～大使館等）を巡
回するための費用は各人の日当から支払われ
るべきである。
- (ii) 車輌借上料：現地作業用の車輌（航空機、船
等）の借上げ経費
※長期間にわたり借上げるものについては、在
外公館、事業団海外事務所とも相談し、必ず
事前に賃借契約を行ない、事故の場合の処理
あるいは金銭的な処理にトラブルを起こさな
いよう留意する。
- (iii) 借入費：調査作業に必要な通訳、人夫、運転
手、タイピスト等の人件費
※注意事項については、車輌借上の場合と同様
である。
- (iv) 通信運搬費：電報、電話、航空郵便等により、
現地内および現地から事業団へ業務連絡を行な
うための経費および調査用資機材を現地国内間
および現地から本邦まで返送するための経費
※返送費は原則として着払いとする。
私的な通信連絡また私物の返送は勿論個人で
負担しなければならない。
- (v) 会議費：調査団（長）が主催者となり、現地
政府、大使館および調査団関係者を招集して行
なう打合せ会議のための経費。
※調査団内部と打合せたり、食事をする費用は

当然個人の日当から支払うべきである。

- (vi) 資料購入費：主として現地調査および報告書のとりまとめに必要な資料（書籍、図面、写真）または機材等を購入する費用である。
※私的に購入した資料は勿論個人で負担しなければならない。

(4) 現地調査諸費の (a) 精算の期限

精算

臨時会計役は、当該旅行を完了して帰国した日から2週間以内に現地調査費の精算を行なわなければならない。

(b) 残額および支出した経費の返納

携行した現地調査費に残額があるとき、精算にさきだち、当該金額を直ちに事業団担当職員に手渡し、担当職員は会計課に一時預入れする。精算額が確定した際には、当該金額を直ちに返納する。
経費の支出に係る証憑書類がない場合（紛失もしくは入手できない場合）、原則的に支出がなかったものとして、当該金額を返納しなければならない。

(c) 収支明細書

収支明細書を作成し、必要な証憑書類（またはそれに代わるもの（d）参照）を添付して行なう。

(d) 証憑書類

精算に必要な証憑書類とは次のものをいう。

- (i) 日本からの出国に際し、邦貨を国際通貨に換えたときおよび日本への帰国に際し、携行した国際通貨を邦貨に換えたときの銀行発行の外貨交換証書
(ii) 旅行先において携行した国際通貨を更に現地の通貨に換えたときおよび現地の通貨を国際通

貨に換えたときの交換証書

(ii) 支出した経費に対する領収書

- (e) 旅行先における現地の事情もしくは止むを得ない理由等により、証憑書類が入手できない場合は、次のものにより代替することができる。
- (i) (d)の(ii)の交換証書については、現地における事業団海外事務所もしくは在外公館の証明または現地における関係公的機関の証明
- (ii) (d)の(iii)の領収書については現地における事業団海外事務所もしくは在外公館の証明
- (iii) 鉄道、バスおよびタクシー等交通機関（契約のうえ一定期間を限り備上するハイヤー等を除く）を利用した場合の代金の支払いでのやむを得ない理由によりこれを取付けられなかったときは、理由を付して調査団等のうちの責任者（団長もしくはその代理）の承認をもって替えることができる。

2. 臨時会計役の資機材管理の任務

- (1) 資機材管理の職　　臨時会計役の職務の中には、また現地調査のために携行した調査用資機材および現地で購入した物品の使用および管理に関する責任も併わせて任命される。
- (2) 調査用資機材の受領　(a) 引渡し
- (i) 資機材が調達されたならば、資機材担当者より臨時会計役に引き渡すが、梱包する前に担当団員が確認する。
- (ii) 引渡し後、臨時会計役は資機材担当者に所定の借用証（様式5）を提出する。
- (iii) 携行期間中（引渡し時より返却時まで）の資

機材管理について万全を期すよう、資機材担当者の説明をうける。

(b) 梱包及び輸送

調査用資機材の梱包及び輸送については前記第2章⑩及び⑪を参照のこと。

(3) 調査用資機材の管理 (a) 携行中（引渡し時から返却時まで）の調査用資機材の管理は、臨時会計役が行なう。

(b) 使用中は当該団員が慎重かつ良心的な管理を負う。

(c) 現地到着後臨時会計役は、別送資機材を引き取り、パッキングリスト（EQUIPMENT LIST で代用することもある。）により不着、破損、紛失等の事故の有無を確認する。

もし、事故がある場合には直ちに事業団海外事務所もしくは在外公館と連絡をとり、輸送会社あるいは保険をかけた場合は、保険会社にクレームを申し立てて損害査定を受ける。

(d) 現地にて破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合、備品については直ちに在外公館を通じて事業団に連絡し、一方適切な措置をとる。

(e) 調査用資機材は調査終了後、あらかじめ事業団が了解している場合のほかは、原則として本邦に持ち帰るものとし、相手国に寄贈したり事業団海外事務所もしくは在外公館に保管を依頼することはできない。

なお、次に該当する資機材は現地にて処分してもやむを得ない。

(i) 事故にあった備品で前出の措置をとり、かつ事業団が認めた資機材。

(ii) 備品以外で相当汚損磨耗し、反復利用に耐え

ないとみられる資機材。

- (iii) 事務用品、医薬品などの消耗品。
- (iv) その他あらかじめ事業団が認めた資機材。

(4) 調査用資機材の返送 (a) 原則として海上輸送とする。ただし、特に緊急を要するもので、予算の許す場合は航空輸送してもよい。

- (b) 輸送費は原則として着払いとする。
- (c) 現地で調達した本邦輸入禁止品（土壌、植物等）を輸送しようとするときは、輸入禁止品許可ラベルを梱包品に添付のうえ発送する。
- (d) 返送資機材の梱包にあたっては、臨時会計役は携行資機材リストと照合し、破損、故障、紛失の有無を点検、確認し、パッキングリストを作成する。この場合、団員が立会うものとする。
- (e) パッキングリストは、本邦における別送申告、通関の手続き上コピーを5部作成し、必要に応じてあらかじめ事業団宛送付する。
- (f) 返送資機材の梱包荷物中に団員の私物を挿入することは厳に慎しけなければならない。
- (g) 現地からの返送手続きが完了次第、必要に応じて輸送方法（航空別）、梱包数および発着予定日を事業団宛に打電する。
- (h) 調査用資機材を航空貨物、船便等の手荷物以外の方法で返送したときは、臨時会計役は、帰国航空機内において別送申告書に記入し、羽田空港税関において受付印を受領し、その書類を事業団担当職員に提出すること。

(5) 調査用資機材の返納 (a) 調査用資機材は、帰国後すみやかに返納する。

- (b) 開梱には、資機材リストとの照合、破損、故障、紛失などの点検をするので、双方（事業団は資機

材担当者、プロジェクト担当者、調査団は臨時会
計役)が立会うものとする。同時に調査団は事業
団に現地での資機材の状態、調整、修理の有無を
報告する。

(c) 事業団の了解なしに調査団が、現地で処分した
資機材は、帰国後事業団に弁償する必要がある。

様 式

- | | |
|-----------|------|
| 診 断 書 | 様式 1 |
| 業 務 報 告 | 様式 2 |
| 資機材借用証 | 様式 3 |
| 現地収集資料リスト | 様式 4 |

様式 1

受付月日 社・事務所・日		診断書			○専門家 ○専業		会員 休業		年 月 日	
主な名前 姓		性別 男 女			職業 専業者 専業者		神経疾患 所見		異常氣味有()	
住所 〒()					年齢 才					
生年月日 西暦		年	月	日	年齢 才					
既往歴 既往歴		専門科日本 年 月 日 ~ 年 月 日 (間)			既往歴 既往歴		既往歴 既往歴		既往歴 既往歴	
既往歴										
現実感 既往歴										
現実感 既往歴		異常 感有() 電力 行 (-)			肝臓検査 GPT () GOT ()		その他 所見		上記の通りは断然致ります。 ににおける異常(現状)に支障をきたすものと、	
現実感 既往歴		異常 感有() 電力 行 (-)			肝臓検査 GPT () GOT ()		その他 所見		なまこ(ません)。	
現実感 既往歴		異常 感有() X線撮影所見			年 月 日		年 月 日		年 月 日	
現実感 既往歴		異常 感有() 心電図所見(必要な場合)			年 月 日		年 月 日		年 月 日	
現実感 既往歴		異常 感有() mm/Hg 既往 () mm/Hg			年 月 日		年 月 日		年 月 日	
現実感 既往歴		異常 感有() mm/Hg 既往 () mm/Hg			年 月 日		年 月 日		年 月 日	
(備考) 診断書は、この用紙は、専門にて書類に記入する場合の参考用です。										
1. 不適切な、必要ないものOmit() 2. 同意書の場合は()内に記入せよ。 3. (既往歴) 既往歴は、他の医療機関での診断書を提出せよ。 4. 症状の説明は必ず記入せよ。 5. 既往歴は、専門的知識をもつて記入せよ。 6. 併用薬物は必ず記入せよ。										

模式 2

序號	名稱	規格	數量	備註
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

様式 3

借　用　証

No. _____

昭和　年　月　日

国際協力事業団
社会開発協力部分任物品出納役 殿

部長	計画課長	担当課長	係	担当者

借用者・特任会計役

氏名 ㊞
連絡先 ㊞

下記の物件を借用いたします。なお破損、紛失の場合には貴職の指示に従い
適切な処置をとります。

調査団名				自昭和　年　月　日
借用物件	借用期間		至昭和　年　月　日	

返却確認欄						
返却年月日						
返却立会者	借用者	①	担当者	②	係	③
返却状況						
備考						

※ 万が一、善良なる借用者の注意をもってしても破損、紛失が避けられなかった場合は、在外公館もしくは調査団長の証明書を提出し、その旨国際協力事業団に報告のこと。

賃地取扱資料リスト

四

(注) リストの記入については、TEの累積を参照のこと。

1. 婦娘アリア、中近東。アフリカ、中南米。オキアニアの
ヨーロッパ、北アフリカ、中東部。ヨーロッパ、北アフリカ、中東部。
2. ヨーロッパ、北アフリカ、中東部。ヨーロッパ、北アフリカ、中東部。
3. ヨーロッパ、北アフリカ、中東部。ヨーロッパ、北アフリカ、中東部。
4. 形態多様、パラレット、ナキスト、幾何、抽象のよう
な一次の感覚の形。
5. 伝統文化、宗教、政治、経済、社会、文化等の複合的・多層構造の
現象。
6. 伝統文化、宗教、政治、経済、社会、文化等の複合的・多層構造の
現象。
7. 伝統文化、宗教、政治、経済、社会、文化等の複合的・多層構造の
現象。
8. 伝統文化、宗教、政治、経済、社会、文化等の複合的・多層構造の
現象。
9. その必要事項があらかじめ考査題に入ること。(内容)

之義理也。故曰：「子雲之賦，漢賦之祖。」

1. 薬科の名前は英語以外の言語で書かれたものは。()

2. 薬科に薬を販売する際の用語をもつらいこと。()

3. 薬科に薬を販売する際の用語をもつらいこと。()

4. ベーシック・スペイン語で「おはようございます」を言おう。

5. ベーシック・スペイン語で「おはようございます」を言おう。

6. ベーシック・スペイン語で「おはようございます」を言おう。

7. マリナル・スピーチの別語科がナリナル薬科であるか。

音で日本語の歌を入れること。

添付資料

1. 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（抜すい）
2. 現地調査費の会計事務取扱いについて
3. 海外派遣専門家の災害補償に関する基準

1. 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準(抜粋)

第1章 総 則

(給与等の種類)

- 第5. (前略) 旅費の種類は、航空賃、鉄道賃、日当、宿泊料(中略)支度料及び旅行雑費とする。
5. 航空賃、(中略)及び鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 6. 日当は、旅行中の日数に応じ、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、定額により支給する。
 10. 支度料は、(中略)定額により支給する。
 11. 旅行雑費は、出張に伴なう雑費について実費額により支給する。

(旅費の計算)

- 第10. 旅費は、用務上の必要に応じ最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、天災その他、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、別の取扱いによることができる。
- 第11. 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、国内旅行にあっては、用務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、日当については、日当定額の3日分、宿泊料については、宿泊料定額の3夜分を超えることができない。

(旅費の請求)

- 第12. 旅費の支給を受けようとする専門家及び概算払いに係る旅費の支給を受けた専門家でその精算をしようとする者は、別紙様式による請求書を提出しなければならない。
2. 概算払いに係る旅費の支給を受けた専門家は当該旅行を完了した場合はやむを得ない場合を除くほか、当該旅行の完了した日から起算して2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(専門家の格付)

第13. 専門家の格は、特号、1号、2号、3号、4号、5号及び6号とする。

2. 専門家の格付は、「一般職の職員の給与に関する法律」の行政職俸給表(-)の適用を受ける者との均衡等を考慮して行なうものとする。

第2章 給与等の支給方法

(航空賃)

第17. 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃により支給する。

- (1) 特級の格にある者については、最上級の運賃。
- (2) 1級以下の格にある者については、最上級の直近下位級の運賃。ただし、1級の格にある実施調査団の長に任命される者については、最上級の運賃。

(鉄道賃)

第18. 鉄道賃の額は、最上級の旅客運賃その他必要な料金による。

(日当及び宿泊料)

第20. 日当及び宿泊料の額は、別表第3の(1)及び(2)の定額による。ただし、

別表第3の(2)の日当及び宿泊料については相手国側から住居が提供される場合には、別表第6の(2)の基準にしたがい別表第3の(2)の日当及び宿泊料の定額(第28により日当及び宿泊料がつい減される場合には、そのつい減された額)の100分の5ないし100分の20に相当する額並びに相手国側が滞在費の一部を負担する場合には、その負担額をそれぞれ控除して支給する。

(支度料)

第24. 支度料の額は、別表第5の定額による。

2. 過去において支度料の支給を受けたことがある者に対して支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず同項の規定による額から、派遣の出発の日から起算して過去1カ年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内とする。
3. 専門家が派遣後任国の事情の変更その他特別の理由により、任期が短

縮された場合にはすでに支給した支度料の返納は要しない。又延長になった場合にはその追給は行なわない。

(旅行雑費)

第25. 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、入出国税及び海外渡航のための健康診断料の実費額による。

(給与等の返納等)

第26. 専門家の任期が短縮された場合にはすでに支給された（中略）日当及び宿泊料のうち、短縮された期間の日数に係る額を返納しなければならない。

3. 指定された等級の航空座席を利用しなかった場合には、支給された航空運賃と現に支出した運賃との差額を返済しなければならない。

(短期派遣者の日当及び宿泊料のてい減)

第28. 短期派遣者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

第3章 雜 則

(準用)

第32. この基準に定めるもののほか、旅費について国家公務員の旅費に関する法律に準ずるものとする。（後略）

別表第3 内国旅行及び外国旅行の日当及び宿泊料

(1) 内国旅行

(単位 円)

格付	日当	宿泊料	
		甲地方	乙地方
特号	1,800	9,400	8,500
1号	1,600	8,100	7,300
2号	1,600	8,100	7,300
3号	1,300	6,500	5,900
4号	1,300	6,500	5,900
5号	1,300	6,500	5,900
6号	1,100	5,200	4,700

備考1. 宿泊料の項中甲地方とは、次に掲げる地域をいい、乙地方とは、
その他の地域をいう。

- (1) 東京都 特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、
府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、
田無市、狛江市
- (2) 神奈川県 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、
三浦郡葉山町
- (3) 愛知県 名古屋市
- (4) 京都府 京都市
- (5) 大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹
田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚
方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、
寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市、
泉北郡忠岡町
- (6) 兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、
宝塚市
- (7) 山口県 下関市

- (8) 福岡県 北九州市、福岡市
2. 鉄道、船舶等による旅行の宿泊は、乙地方の額による。

(2) 外国旅行

(単位 円)

格付	日 当			宿 泊 料		
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方
特号	5,400	4,700	4,300	16,700	14,500	13,100
1号	4,700	4,200	3,800	14,600	12,700	11,400
2号	4,700	4,200	3,800	14,600	12,700	11,400
3号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800
4号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800
5号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800
6号	3,400	3,000	2,700	10,400	9,100	8,200

備考1. 指定都市とは、ニューヨーク、サン・フランシスコ、モスクワ、パリ、アブダビをいう。

2. 甲地方とは、次の地域のうち、指定都市以外の地域をいう。
 - (1) 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）、グリーンランド及びバーミューダ諸島並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島を除く）。
 - (2) ヨーロッパ大陸（ソヴィエト連邦を含み、トルコを除く）アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む）。
 - (3) オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにボリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（マリアナ諸島、マーシャル諸島及びカロリン諸島並びに西イリアン及びその周辺の島しょ並びにガラパゴス諸島及びイースター島を除く）。
3. 乙地方とは、指定都市及び甲地方以外の地域をいう。

4. 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く）の場合における日当の額は乙地方につき定める額とする。

別表第5

（単位 円）

専門家の号	派 遣 期 間				
	15日未満	15日以上 1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 1年未満	1年以上
特 号	43,120	86,240	104,720	123,200	200,000
1 号	39,080	78,160	94,910	111,650	190,000
2 号	35,035	70,070	85,090	100,100	180,000
3 号	33,015	66,030	80,180	94,330	165,000
4 号	30,995	61,990	75,270	88,550	150,000
5 号	26,950	53,900	65,450	77,000	120,000
6 号	26,950	53,900	65,450	77,000	90,000

2. 現地調査費の会計事務取扱いについて

昭和51年12月15日通達（経）第39号

国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「細則」という。）第67条の規定に基づき、調査団等が携行する現地調査費の取扱いを、下記のとおり定め、昭和51年12月15日から適用する。

記

（現地調査費）

第1. この通達において、現地調査費とは、調査団等が、海外における調査等業務を行ううえに必要な経費として支出する次に掲げる費用をいう。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 交 通 費 | (7) 資機材購入費 |
| (2) 車両借上費 | (8) 資機材返送費 |
| (3) 倢 人 費 | (9) 修 理 費 |
| (4) 通信運搬費 | (10) 会 議 費 |
| (5) 資料作成費 | (11) 外貨交換手数料 |
| (6) 資料購入費 | (12) 雜 費 |

（現地調査費の執行）

第2. 現地調査費は、「臨時会計役の任命について」（昭和51年通達（経）第36号）によって任命された職員（以下「臨時会計役」という。）が執行するものとする。

（精算の期限等）

第3. 臨時会計役は、調査等の業務が完了した場合には、帰国した日の翌日から起算して2週間以内に現地調査費の精算を行わなければならぬ。

（現地調査費収支明細書）

第4. 現地調査費の精算は、現地調査費収支明細書（別紙様式）によって行うものとし、次条に定める証憑書類を添付するものとする。

(証憑書類)

第5. 前条に定める証憑書類は、次のものとする。

- (1) 日本国の出国に際し、邦貨を国際通貨（米国ドル又は英國ポンドの
ごとき基軸通貨をいう。以下同じ。）に交換したとき、及び日本国へ
の帰国に際し、携行した国際通貨を邦貨に交換したときの銀行発行の
外貨交換証書

- (2) 携行した国際通貨を現地通貨に交換したとき及び現地通貨を国際通
貨に交換したときの交換証書

- (3) 支出した経費に対する領収書

2. 前項の証書類について、現地の事情若しくはやむを得ない理由により
証憑書類が入手できない場合は、次のものをもって証憑書類に替えるこ
とができる。

- (1) 前項第2号の交換証書については、現地における海外事務所若しく
は日本大使館又は現地における関係公共機関の証明

- (2) 前項第3号の領収書については、現地における海外事務所又は日本
大使館の証明

- (3) 鉄道、バス、タクシー等の交通機関（契約のうえ、一定期間を限り
儲上するハイヤー等を除く。）を利用した場合の代金の支払い、並び
に第1号各号に掲げる経費のうちで支出にともない支払う謝礼金又は
心付け等については、調査団等のうちの責任者の証明

なお、第1号及び第2号の証憑書類に代わる証明で、やむを得ない
理由によりこれを得られないときは、理由を付して調査団等のうちの
責任者の承認をもってこれに代えることができる。

(支出した経費の返納)

第6. 臨時会計役は、経費の支出にかかる証憑書類を添付することがで
きないときは、支出がなかったものとして、精算の際、当該金額を返
納しなければならない。

(残金の戻入)

第7. 臨時会計役は、業務が完了して帰国したとき、現地調査費に残金が
あるときは、精算に先立ってすみやかに当該金額を会計課に一時戻入

れするものとする。

(残金の返納)

第8. 臨時会計役は、精算により現地調査費の残額が確定したときは、た
だちに当該金額を返納しなければならない。

現地調查費取支用報書(1)

現地調查費及支票明細書 (2)

(記入例)

現地調査費収支明細書

1 精 算

概算受入額	200,000円
支 出 額	191,180円
差 引 残 額	8,820円

2 換算調書

項目	受 入	換算率	支 出	残 額					記 書 番 号
				邦 貨	国 際 通 貨	現 地 通 貨 (A)	現 地 通 貨 (B)		
円貨受入	円 200,000			円 200,000	US ドル	ペーツ	ペソ		
円→USドル	T/Cドル 375.90	円 266.	円 99,989	100,011	375.90				1
交換手数料			円 999	99,012	375.90				1
円→USドル	現金ドル 368.10	円 269.	円 99,012	0	744.00				1
USドル →ペーツ	ペーツ 7,175	ペーツ 20.50	ドル 350.00	0	394.00	7,175			2
ペーツ貨支 出			ペーツ 7,000	0	394.00	175			明細支出内 訳の通り
ペーツ→ USドル	ドル 8.66	ペーツ 20.20	ペーツ 175	0	402.66	0			3
USドル →ペソ	ペソ 2,701	ペソ 6.72	ドル 402.00	0	0.66	0	2,701		4
ペソ貨支 出			ペソ 2,500	0	0.66	0	201		明細支出内 訳の通り
ペソ →USドル	ドル 33.00	ペソ 6.83	ペソ 201	0	33.66	0	0		5
USドル →円貨	円 8,820	円 262.	ドル 33.66	8,819	0	0	0		6

① 項目欄には、現地調査費の受入、各通貨への交換及び経費支出などの現金

出納の事実にもとづき内容を順を追つて記載する。

② 受入欄には、現地調査費の受入、通貨の交換によつて生ずる各通貨の受入

及び支出した経費の戻入についてそのつどその金額を記入する。

③ 換算率欄には、現地調査費の各通貨間における交換に際し計算されたそれぞれの換算率を記載する。

④ 支出欄は、現地調査費の各通貨間にに対する交換によつて生ずる通貨の払出及び経費の支出（外貨交換手数料を含む）についてそのつどその金額を記入する。

⑤ 残額欄には、現金の出納により受入及び支出によつて生ずる各通貨の残額をそのつど記入する。

3 支出内訳

支 出 科 目	年 月 日	金 額	摘要	証 書 番 号	備 考
現地調査費 (タイ)					
1 交 通 費					
タクシー代	42.1.10	30.00 ペーツ	○○～日本大使館	7	
鉄道賃	12	100.00*	○○～○○往復	8	
船 賃	15	57.00*	○○～○○	9	
	以下略.....			
小 計		1,200.00 ペーツ			
2 通 信 運 搬 費					
電 報 代	42.1.10	82.00 ペーツ	本部への連絡	21	
郵 便 代	20	10.00*	*	22	
空 送 料	25	1,00.00*	本部宛調査資料送付	23	
	以下略.....			
小 計		3,150.00 ペーツ			
3 備 入 費					
通 訳		600.00 ペーツ	1日○○ペーツ○○	35	
運 転 手		500.00	分日 1日○○ペーツ○	36	
	以下略.....	日分		
小 計		2,650.00 ペーツ			
タイ国分計 (フィリピン)		7,000.00*			
フィリピン国分計		2,500.00 ペソ	上記タイ国におけると同様の要領により記載する。		

現地通貨等で立替払した航空賃等の精算払について

昭和51年12月14日通達（経）第40号

研修員、専門家等が現地通貨で立替払をした航空賃、機材返送料及び旅行雑費等（出国税等）の米ドル貨換算については、今後、「現地調査費の会計事務取扱いについて」（昭和51年通達（経）第39号）第5に規定する外貨交換証書等に基づき行うよう努められたい。（（注）上記交換証書等の取付けが困難の場合は、東京銀行新宿支店と連絡のうえ上記と同様のレートで米ドル貨を算出（記録明示）されたい。）

また、同米ドル貨を円貨で精算払する手続き（支出負担行為）は、特別の事由がない限り、専門家等が本邦着後、2週間以内に行うこととし、この換算レートは起案日前日の銀行売レート（会計課備付）を適用されたい。

3. 海外派遣専門家の災害補償に関する基準（抜萃）

3-1 業務上災害補償

専門家がその派遣期間中、業務上負傷・疾病・身体障害又は死亡等の災害を受けた場合、以下の補償を行います。ただし、相手国政府、国等による補償が行われるときは、その限度において、本補償は行いません。

a) 補償の種類と額

補償の種類は次のとおりです。

a) 療養補償

専門家の業務上負傷疾病に対し、以下の療養費を負担します。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処理・手術その他の治療
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 当該派遣国内での移送

b) 休業補償

業務上負傷・疾病により、帰国後も生業に就けない専門家にその無収入期間、別表の補償基準日額の60%を補償します。

c) 障害補償

負傷・疾病的治ゆ後も、身体障害が残る場合、別表の障害補償一時金を支給します。また、義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができます。

d) 遺族補償

業務上死亡した専門家の遺族に次の①②の合計額を遺族補償一時金として支給します。

- ① 補償基準日額の1,000日分。
- ② 4人を限度とする遺族加算（配偶者は補償基準日額の200

日分。その他の遺族は1人100日分。)

ただし遺族加算の対象は、専門家の死亡当時の収入により生計を維持していた下記の者に限られます。

1. 55歳以上の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹。
2. 18歳未満の子、孫、兄弟姉妹。
3. 18歳以上55歳未満の夫、父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹で廃疾の状態にある者。

e) 葬祭補償

業務上死亡の専門家の葬祭を行う者に、補償基準日額の60日分を葬祭補償として支給します。

f) 打切補償

療養補償を受けて療養開始後、3年を経過しても治ゆの見込みが無い場合、補償基準日額1,200日分の打切補償を行って、他の業務上災害補償を打ち切ることがあります。

b) 補償の手続

補償を受けようとする専門家又はその代行者は、下記書類を付して事業団に申請（様式任意）して下さい。

- a) 災害証明書（海外事務所又は在外公館の作成するもの）
- b) 災害状況説明書
- c) 医師の診断書

事業団は、業務上災害かどうか認定の上、補償を行います。

3-2 共済給付制度

事業団は、派遣期間（一時帰国期間も含む）中の専門家及び扶養親族の業務によらない負傷・疾病又は出産に対する給付金、死亡に対する弔慰金及び重度の廃疾に対する見舞金を給付するために、国際協力事業団海外共済会を設立し、専門家の掛金、事業団の負担金及び共済会の資金によってこれらの給付を行っています（詳しくは「国際協力事業団海外共済会規約」「同業務運営規則」「同業務実施細則」を参照して下さい。）。

a 納付の種類

a) 療養費の納付

次の費用であって療養上必要と認められるものについて、専門家及び扶養親族の治療には、実費の80%を納付します。

① 診察費

② 医療機関の処方箋による薬剤又は治療材料の購入費（薬局において購入するものを含む。）

③ 処置、手術その他の治療の費用

④ 医療機関への収容費

⑤ 看護費

⑥ 移送費

歯の治療に、金・白金等特殊高級材料を使用した場合は、その材料費を控除しますので御注意下さい。

b) 出産費の納付（以下省略）

c)弔慰金及び遺族特別給付金の納付

不幸にして、専門家が死亡した場合（業務上、業務外を問いません。）1,400万円、配偶者の死亡の場合100万円、子の死亡の場合50万円（ただし、生後7日以内の子の死亡の場合10万円）を弔慰金として遺族（専門家死亡の場合は配偶者、子、父母、孫又は祖父母、配偶者又は子の死亡の場合は専門家、配偶者又は子）に納付します。また、専門家について本邦における葬祭の費用として遺族特別給付金100万円を納付します。

d) 見舞金の納付

事故によって、重度の廃疾を被った場合、（業務上、業務外を問いません。）弔慰金に見合う見舞金を納付します。身体障害の等級1級では、1,400万円を納付します。

e) 健康診断料の納付

休暇一時帰国等に際し、本邦又は外国において、共済会指定の健康診断をした場合、当該専門家及びその親族に対し、健康診断料を納付します。

b 掛 金

在勤手当（在勤基本手当及び家族手当の合計額又は旅費の場合は日当及び宿泊料合計額の80%相当額）の17／1,000。ただし、30日以内の出張者の場合は、在勤手当の7／1,000と2,600円の合計額。この掛金は、給与等の支給と同時に控除します。

c 給付手続等

a) 加入申請

出発前に共済会加入申請書（様式第1）に記入捺印することによって、共済会に加入します。

b) 給付請求

① 療養費の場合

療養費給付請求書（様式44頁看護・移送費については様式46頁）に医療機関、薬局等の領収書を添え、事業団海外事務所のない国においては在外公館の証明を受けて、事業団の担当部へ送付して下さい。その際次の点に注意して下さい。
イ、必ず領収書の主要部分は、和訳・算用数字に直すこと。
ロ、歯の治療の場合、必ず領収書には、医師の明細（使用材料の単価・数量・治療名等を明記）を記入すること。

ハ、領収書は、誰の分であるかを明記すること。

② 出産費の場合（以下、省略）

③弔慰金及び遺族特別給付金の場合

弔慰金給付請求書及び遺族特別給付金に、死亡診断書、死亡した者の遺族の順位を証明する証明書（戸籍謄本等）、在外公館に届け出済の死亡届の写及び除籍謄本を添えて、事業団の担当部へ送付して下さい。

④ 見舞金の場合

見舞金給付請求書に、廐疾診断書を添え、事業団の担当部へ送付して下さい。

⑤ 健康診断料の場合

健康診断料給付請求書に、診断書、領収書を添え、事業団

の担当部に提出して下さい。

c) 納付金の送金

専門家から事業団担当部へ送付された請求書は、共済会で認められた場合は、専門家の口座に送金されます。その際次の点に注意して下さい。

- ① 小額の認定額については、できるだけ国内送金をお願いします。なお、5,000円以下は原則として国内送金にさせていただきます。
- ② 認定額は、国外送金の場合東京銀行を経由し「JICA KYOSAI」名で専門家の口座に送金されます。
- ③ 請求額が認定によって減額された場合は、共済会より専門家に通知いたします。
- ④ 歯の治療の認定額は、1人につき、1事業年度20万円が限度ですのでお含みおき下さい。

d 共済会加入期間は調査団員の場合派遣期間中と同一です。

-以下省略-

別表第1 損害基準日額

専門家の号	補償基準日額
特 号	11,700 円
1 号	8,700
2 号	7,000
3 号	5,900
4 号	5,000
5 号	4,200
6 号	3,500

(昭和53年4月1日現在)

別表第2 障害補償

身体障害の等級	補 償 額
1 級	補償基準日額の 1,340 日分
2 級	1,190 日分
3 級	1,050 日分
4 級	920 日分
5 級	790 日分
6 級	670 日分
7 級	560 日分
8 級	450 日分
9 級	350 日分
10 級	270 日分
11 級	200 日分
12 級	140 日分
13 級	90 日分
14 級	50 日分

備考 身体障害の等級は、国家公務員災害補償法別表の定めるところによる。

樣 式

1. 加入申請書

様式第1号

加入申請書

申請日 昭和 年 月 日

国際協力事業団海外共済会

会長殿

ふりがな
氏名

㊞

生年月日 西暦 年 月 日

国際協力事業団海外共済会への加入を申請いたします。なお、本会へ加入の上は、定められた掛金を規定の方法により、支払うことを申し添えます。

担当部記入

部		課	担当者
任国		等級	
派遣期間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日		
派遣形態 (○印記入)	1. 1号専門家(長期) 2. 1号専門家(短期) 〔含、調査団員、研究巡回指導〕 3. 3号専門家(開発協力) 4. コンサルタント(一括) 5. 事業団役職員(赴任) 6. 事業団役職員(管理費による出張) 7. 協力隊事務局(駐在員、調整員) 8. その他		
共済会記入	備考		

参 考 資 料

1. 事業団海外事務所及び駐在所 所在地
2. 関係の多い在外公館 所在地
3. 各通貨の為替相場一覧表
4. 国別にみた必要および推奨される予防接種

参考資料

1. 事業団海外事務所及び海外駐在員所在地

(1) 海外事務所（経済協力部門）

在外公館名	住所
○ マニラ海外事務所 JICA Manila Office	c/o Embassy of Japan 3rd Floor, Sikatuna Building 6762 Ayala Avenue, Makati Metro Manila, Philippines (P.O. Box 891 Makati Commercial Center) 電話 85-82-91 電 略 JICAGT MANILA Telex: C. 2678 A. 2678 JIC PH
○ シンガポール海外事務所 JICA Singapore Office	c/o Embassy of Japan 16 Nassim Road, Singapore 10 Singapore 電話 2358855 電 略 JICARESREP SINGAPORE
○ ジャカルタ事務所 JICA Jakarta Office	c/o Embassy of Japan 24, Jalan Thamrin, Jakarta Indonesia 電話 350841 電 略 JICA JAKARTA Telex: Call No. 44198 AAB, JICA JKT 44198
○ ニューデリー事務所 JICA New Delhi Office	c/o Embassy of Japan 50-G, Chanakyapuri, New Delhi India 電話 694271 ~ 4 電 略 c/o TAISHI NEWDELHI

在外公館名	住 所
◦ ダッカ事務所 JICA Dacca Office	c/o Embassy of Japan No. 1, Shantinagar, Dacca 2 Bangladesh 電話 402155, 403156 電 略 c/o TAISHI DACCA
◦ バンコック事務所 JICA Bangkok Office	c/o Embassy of Japan 1674, New Petchburi Road Bangkok 10, Thailand 電話 252-6909 電 略 c/o NIHONTAISI BANGKOK
◦ クアラルンプール事務所 JICA Kuala Lumpur Office	Room No. 409-411, 4th floor Wisma Central, Jalan Ampang Kuala Lumpur, Malaysia 電話 290988 電 略 c/o JOCVKL MALAYSIA
◦ テヘラン事務所 JICA Teheran	c/o Embassy of Japan Ave. Pahlavi, Nahid Boulevard, No. 46 Teheran, Iran (P.O. Box No. 348) 電話 225437 ~ 40 電 略 c/o TAISHI TEHERAN
◦ ナイロビ事務所 JICA Nairobi Office	3rd Floor, Chai House Koinange Street P.O. Box 10542 Nairobi, Kenya 電話 25547, 26252 電 略 JICANOB NAIROBI Telex: C. 22145 A. 22145 JICANOB

在外公館名	住 所
○ カイロ事務所	<p>No. 5, 3-A EL-Nabatat Street Garden City, Cairo, Arab Republic of Egypt 電話 Cairo 33067 電 略 c/o TAISHI CAIRO 郵便物あて先 c/o Embassy of Japan 14, Ibrahim Naguib Street Garden City, Cairo Arab Republic of Egypt (P.O. Box 281)</p>
○ リヤド事務所 所長名	<p>Malaj Square, 60th Street, Riyadh Saudi Arabia (P.O. Box 4095 Riyadh) 電話 61323 電 略 c/o TAISHI JEDDAH Telex: C. 40159 A. 40159 TAISHI SJ</p>
○ ラゴス事務所 所長名	<p>c/o Embassy of Japan Plot 24-25 Apese Street Victoria Island, Lagos Nigeria (P.M.B. 2111) 電話 26268 電 略 c/o TAISHI LAGOS</p>
○ メキシコ事務所 JICA Mexico Office	<p>a/c Embajada del Japon Paseo de la Reforma No. 395, Col. Cuauhtemoc Mexico 5, D.F. Mexico 電話 514-0029 電 略 c/o TAISHI MEXICO</p>

在外公館名	住 所
○ ブラジル事務所 所長名	a/o Embaixada do Japão Avenida das Nações-Lote 39 Brasília, D.F., Brasil (Caixa Postal, 07-0891) 電 話 c/o TAISHI BRASILIA

(2) 海外支部 (移住部門)

在外公館名	住 所
中南米代表部 Sede de Representante da JICA para America Latina	Rua Barão do Flamengo, No 22, Apt 602 Flamengo, Rio de Janeiro, R.J. Brasil 電 話 245-9922
リオ・デ・ジャネイロ支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda., JEMIS-Assistência Financeira S.A.	Rua Barão do Flamengo № 22 Apt. 602, Flamengo, Rio de Janeiro R.J., Brasil 電 話 245-2711, 225-1473
サン・パウロ支部 JAMIC-Imigração e Colonização, Ltda., JEMIS-Assistência Financeira S.A.	Rua São Joaquim, 381 6 ^o andar, Liberdade, Capital São Paulo, Brasil 電 話 279-6970, 9829, 8950, 9736
ペレーン支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda., JEMIS-Assistência Financeira S.A.	Rua 15 de Novembro No 226 Edifício Chamié, Apt. 701-705 Belém, Pará, Brasil 電 話 22-0056, 22-0118, 22-0244

在外公館名	住所
レシーフェ支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda., JEMIS-Assistência Financeira S.A.	Av. Dantas Barreto 191, Edf. Santo Antonio S/216, 218, 220, 222, Recife, Pernambuco Brasil (Caixa Postal № 1627, Recife, Brasil) 電話 Recife 0812-224-2423
ボルト・アレグレ支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda., JEMIS-Assistência Financeira S.A.	Rua Garibaldi № 960, Pôrto Alegre Rio Grande do Sul, Brasil (90,000 Caixa Postal № 2698, Pôrto Alegre Rio Grande, do Sul, Brasil) 電話 0512-245141
アスンシオン支部 Agencia de Cooperacion Internacional del Japón	Maxico № 449, Esquina 25 de Mayo Asuncion, Paraguay (Casilla de Correo № 1121, Asunción, Paraguay) 電話 9-2691, 9-2692
ブエノス・アイレス支部 Agencia de Cooperacion Internacional del Japón	Av. Belgrano № 863, 10º piso Oficina 20, 1092 Buenos Aires, Argentina 電話 30-6212, 34-5835
サンタ・クルース支部 Servicio de Cooperacion Internacional del Japón en Bolivia	Av. Velarde № 10, Santa Cruz, Bolivia (Casilla de Correos № 555, Santa Cruz, Bolivia) 電話 2-4163, 2-5339, 2-2245
サント・ドミンゴ支部 Agencia de Cooperación Internacional del Japón	Calle Lea de Castro № 252, Santo Domingo República Dominicana (Apartado № 1163 Santo Domingo, República Dominicana) 電話 689-7677

(3) 海外駐在員

在外公館名	住所
バングラデシュ駐在員	House No. 275G, Road No. 27, Dbanmandi Residential Area, Dacca-5 Bangladesh Telex: 311632
インド駐在員	c/o Embassy of Japan 50-G, Chanakyapuri, New Delhi India 電話 694271
マレーシア駐在員	c/o Embassy of Japan AIA Building 6th Floor, Jalan Ampang Kuala Lumpur, Malaysia 電話 468/46
ネパール駐在員	P.O. Box No. 450 Kathmandu, Nepal 電話 15193, 15615
ラオス駐在員	P.O. Box No. 826 Vientiane, Laos 電話 2712
フィリピン駐在員	1342 PAZ St., PACO, Manila Philippines 電話 50-92-41

在外公館名	住所
シリア駐在員	a/s Ambassade du Japon Rue Kurd Ali Damascus Republique Arab Syrienne 電話 339421
ガーナ駐在員	c/o Embassy of Japan P.O. Box 1637, Accra, Ghana 電話 75616
ケニア駐在員	P.O. Box No. 42039 Nairobi, Kenya 電話 559443
エティオピア駐在員	P.O. Box No. 5384, Addis Ababa Ethiopia 電話 446610
モロッコ駐在員	No. 7, Rue d'Anjou Début Agdal Robat, Maroc 電話 700-87
タンザニア駐在員	P.O. Box No. 9450 Dar es Salaam, Tanzania 電話 21593
チュニジア駐在員	B.P. 1265 Tunis Republique Tunisie 電話 230268

在外公館名	住 所
マラウイ駐在員	P.O. Box No. 30083 Chichiri, Blantyre Malawi 電話 31587
ザンビア駐在員	c/o JOCV P.O. Box No. 27, Lusaka, Zambia 電話 81962
コスタ・リカ駐在員	a/c Embajada de Japon Apartado 501 Y10-145, San Jose Costarica C.A. 電話 25-3114
エル・サルバドル駐在員	Apartado Postal 1289, San Salvador El Salvador, C.A. 電話 23-6609
西サモア駐在員	P.O. Box No. 1219, Apia Western Samoa 電話 875 (Two Rings)
ロス・アンジェルス駐在員	West 7th Street, Suite 928 California 90017, U.S.A. 電話 213-623-6026
トロント駐在員	Suite 1910, P.O. Box 93 Royal Trust Tower, Toronto-Dominion Centre, Toronto, Ontario, Canada

(注意) このリストのうち、海外支部（移住部門）及び海外駐在員は、主として移住業務又は青年海外協力隊業務を取り扱っていますので本文又は様式類中に「海外事務所」とあるのは、このリストの中 1.海外事務所（経済協力部門）のみを指しています。

2. 関係の多い在外公館所在地

(東南アジア)

備考　。印はテレックスのある在外公館

在外公館名	住 所
・在 バングラデシュ大使館	Embassy of Japan No. 1, Shantinagar, Dacca-2 Bangladesh (P.O. Box No. 458) 電話 402155, 403156 電 略 TAISHI DACCA Telex: C. 872 A. TAISI DAC 872
・在 ピルマ大使館	Embassy of Japan No. 100 Natmauk Road Rangoon, Burma 電話 52290, 52298, 52288 (夜間) 52640, 52641 電 略 TAISHI RANGOON Telex: C. 2034 A. TAISHI BM 2034
・在 カンボディア大使館 (一時閉鎖)	
・在 香港総領事館	Consulate-General of Japan Gammon House 25th floor 12, Harcourt Road, Hong Kong 香港夏慤道12号 金門大厦25楼 電話 5-221184~8 電 略 RYOJI HONGKONG Telex: C. 73301 A. 73301 RYOJI HX

在外公館名	住 所
◦在 インド大使館	Embassy of Japan Plot. No. 4 & 5, 50-G Chanakyapuri, New Delhi India 電 話 694271 電 略 TAISHI NEWDELHI Telex: C. 2348 A. TAISI NDL-2348
◦在 インドネシア大使館	Embassy of Japan Jalan M.H. Thamrin 24 Jakarta, Indonesia 電 話 350061~5, 351191~2 電 略 NIHONTAISI DJAKARTA Telex: C. 46199 A. 46199 TAISI JKT
◦在 大韓民国大使館	Embassy of Japan 18-11, Chunghak-dong, Chongro-ku Seoul, Republic of Korea ソウル市特別市鐘路区中學洞18-11 電 話 (73) 5626 ~ 5628(代表) 電 略 TAISHI SEOUL Telex: C. 2287 A. TAISISL K2287
◦在 ラオス大使館	Ambassade du Japon Route de Sisangvone, Vientiane République Démocratique Populaire Lao 電 話 2584, 2986, 3343 電 略 TAISHI VIENTIANE Telex: C. 302 A. 302 TAISI LS

在外公館名	住所
・在 マレーシア大使館	<p>Embassy of Japan AIA Building Jalan Ampang Kuala Lumpur Malaysia 電話 22400, 21531~21533 電 略 NIHONTAISI KUALALUMPUR Telex: C. MA30385 A. TAISI MA30385</p>
・在 ネパール大使館	<p>Embassy of Japan Panipokhari, Kathmandu Nepal (P.O. Box No. 264) 電 話 12730, 13264 電 略 TAISHI KATHMANDU Telex: C. NP208 A. NP208 TAISI</p>
・在 パキスタン大使館	<p>Embassy of Japan Plot No. 53-70, Ramna 5/4 Diplomatic Enclave 1 Islamabad, Pakistan 電 話 20181~4 電 略 TAISHI ISLAMBADAABPARA Telex: C. 805 A. 5805 TAISI PK</p>
・在 カラチ総領事館	<p>Consulate-General of Japan Fatima Jinnah Road, Civil Lines Karachi-4, Pakistan 電 話 511331~2, 516439 電 略 RYOJI KARACHI Telex: C. 864 A. RYOJI KRC 864</p>

在外公館名	住 所
○在 フィリピン大使館	<p>Embassy of Japan 3rd Floor, Sikatuna Building, 6762 Ayala Avenue, Makati, Metro Manila Philippines (P.O. Box 891 Makati Commercial Center) 電 話 882391, 891830, 891836~9, 893441~2 電 略 TAISHI MANILA Telex: C. 7222171 (RCA), 7425188 (ITT) A. 7222171 TAI PH, TAISI 7425188</p>
○在 シンガポール大使館	<p>Embassy of Japan 16, Nassim Road, Singapore 10 電 話 2358855~9 電 略 NIHONTAISI SINGAPORE Telex: C. TAISI RS 353 A. TAISI RS 21353</p>
○在 スリランカ大使館	<p>Embassy of Japan No. 20, Gregory's Road Colombo 7 Republic of Sri Lanka (P.O. Box 822 Colombo) 電 話 93831-3 (夜間専用 92154) 電 略 TAISHI COLOMBO Telex: C. 148 A. TAISHI CBO</p>
○在 タイ大使館	<p>Embassy of Japan 1674, New Petchburi Road, Bangkok 10 Thailand 電 話 2526151~9 電 略 NIHONTAISI BANGKOK Telex: C. 3020 A. 3020 TAISI TH</p>

在外公館名	住 所
・在 ヴィエトナム大使館	<p>Ambassade du Japon Chambre No. 138 Hotel Thong Nhat 15, Ngo Quyen, Hanoi République Socialiste du Viet Nam 電話 5-2785 (ホテルの代表電話) 内線 358 5-6655 電 略 TAISHI HANOI</p>

(中近東アフリカ)

在外公館名	住 所
・在 アフガニスタン大使館	<p>Embassy of Japan No. 240-241, Wazir Akbar Khan Maina Kabul, Afghanistan (P.O. Box No. 80, Kabul, Afghanistan) 電話 26844~5 電 略 TAISHI KABOUL Telex: C. 16 A. 16 TAISHI AF</p>
・在 アルジェリア大使館	<p>Ambassade du Japon 3, Rue du Docteur Lucien Raynaud Alger, Algérie 電話 604645, 605571 電 略 TAISHI ALGER Telex: C. 52911 A. TAISI ALGER</p>

在外公館名	住 所
◦在エジプト大使館	<p>Embassy of Japan 14, Ibrahim Naguib Street Garden City, Cairo Arab Republic of Egypt (P.O. Box 281) 電話 33962~4 電 略 TAISHI CAIRO Telex: C. 2226 TAISI A. 2226 TAISI UN</p>
◦在イラン大使館	<p>Embassy of Japan Avenue Pahlavi, Nahid Boulevard No. 46, Tehran, Iran (P.O. Box No. 348) 電 話 225437-40 電 略 TAISHI TEHERAN Telex: C. 212757 A. 212757 TAISI IR</p>
◦在イラク大使館	<p>Embassy of Japan 41/7/35 Masbah, Baghdad Iraq (P.O. Box No. 355) 電 話 95156 ~ 95157 電 略 TAISHI BAGHDAD Telex: C. 2241 A. TAISHI IK</p>

在外公館名	住 所
・在 ジョルダン大使館	<p>Embassy of Japan 4th Circle, Jabal Amman, Amman The Hashemite Kingdom of Jordan (P.O. Box 2835) 電 話 42486~8 電 略 TAISHI AMMAN Telex: C. 1518 A. 1518 TASIJO</p>
・在 リビア大使館	<p>Embassy of Japan 37, Sharia Abi Ben Kaab Street Garden City Tripoli Libyan Arab Republic (P.O. Box 3265) 電 話 46090, 46381 電 略 TAISHI TRIPOLILIBYE Telex: C. 20094 A. 20094 TAISHI-LY</p>
・在 モロッコ大使館	<p>Ambassade du Japon 19, Avenue Tarik Ibn Ziad Rabat, Maroc 電 話 Rabat 221-59, 601-46 電 略 TAISHI RABAT Telex: C. 31901 A. TAISI 31901M</p>

在外公館名	住 所
◦在 サウディ・アラビア 大使館	<p>Embassy of Japan Palestine Road Jeddah, Saudi Arabia (P.O. Box 1260) 電 話 52402, 52405 電 略 TAISHI JEDDAH Telex: C. 40159 A. 40159 TAISHI SJ</p>
◦在 スーダン大使館	<p>Embassy of Japan House No. 24 Block 10 AE Street No. 3 Khartoum, New Extension Sudan (P.O. Box 1649) 電 話 44549, 44554 電 略 TAISHI KHARTOUM Telex: C. 219 A. TAISHI KM</p>
◦在 シリア大使館	<p>Ambassade du Japon Rue Kurd Ali, Damas La République Arabe Syrienne (B.P. 3366) 電 話 339421, 338273 電 略 TAISHI DAMAS Telex: C. 11042 A. TAISHI 11042SY</p>

在外公館名	住 所
◦在 テュニジア大使館	<p>Ambassade du Japon 16 Rue Jughurta Notre Dame, Tunis, Tunisie (B.P. 1009 Tunis R.P.) 電話 285-937, 285-960 電略 TAISHI TUNIS Telex: C. 12456 A. TAISHI 12456 TN</p>
◦在 トルコ大使館	<p>Ambassade du Japon Nenehatun Cad. No. 66 G.D.P. Ankara, Turkey (P.O. Box P.K. 31-Cankaya) 電話 27-43-74~5, 27-13-79, 27-13-90 電略 TAISHI ANKARA Telex: C. 42435 A. 42435 JAPN TR</p>
◦在 イエメン大使館	<p>Embassy of Japan Al-Tareeq Al-Da-Ery Al-Safiyah Al-Gharbiyah Sanaa, Yemen Arab Republic (P.O. Box 817 Sanaa) 電話 7330 電略 TAISHI SANAA Telex: C. 345 A. 345 TAISI YE</p>

在外公館名	住 所
○在 アラブ首長国連邦 大使館	<p>Embassy of Japan 1st floor, H.E. Mana Al-Otaiba Building Cornish Road Abu Dhabi United Arab Emirates (P.O. Box 2430 Abu Dhabi) 電 話 44696 電 略 TAISHI ABUDHABI Telex: C. 2270 AH A. 2270 TAISHIAD AH</p>
※ ○在 中央アフリカ大使館	<p>Ambassade du Japon Avenue du President Abdel Nasser Bangui, République Centrafricaine (B.P. 1367 Bangui) 電 話 3354 電 略 TAISHI BANGUI Telex: C. 5204 BANGUI A. TAISHI 5204RC</p>
○在 エティオピア大使館	<p>Embassy of Japan Maskal Square Finfinne Building, 2nd floor (P.O. Box 1499) Addis Ababa, Ethiopia 448215~9 TAISHI ADDISABABA Telex: C. 21108 A. TAISI ADDIS</p>

在外公館名	住 所
◦在 ガボン大使館	<p>Ambassade du Japon Batterie IV-Bldg., Roi Louis Dowé Libreville, Gabon (B.P. 2259) 電話 73-22-97 電略 TAISHI LIBREVILLE Telex: C. 5428 A. TAISI LBV 5428 GO <u>あて名コード GABON (LV)</u> 郵便物あて先 Ambassade du Japon <u>B.P. 2259 Libreville, Gabon</u></p>
◦在 ガーナ大使館	<p>Embassy of Japan No. 8, Rangoon Avenue, off Switchback Road, Accra, Ghana (P.O. Box 1637, Accra) 電話 75616 電略 TAISHI ACCRA Telex: C. 2068 A. TAISI ACCRA</p>
◦在 ギニア大使館	<p>Ambassade du Japon B.P. 895, Mafarco Corniche Sud, Conakry II, <u>République de Guinée</u> 郵便物あて先 Ambassade du Japon, B.P. 895, Conakry II, <u>Guinée, Afrique Occidentale.</u> 電話 614-38 電略 TAISHI CONAKRY Telex: C. 782 A. 782 TAISI CKRY</p>

在外公館名	住 所
◦在 象牙海岸共和国 大使館	<p>Ambassade du Japon Tour Al Alha 2000, 8ème étage, Abidjan, Côte d'Ivoire (B.P. 1329 Abidjan) 電 話 22-28-63~4, 32-30-43, 32-30-51 電 略 TAISHI ABIDJAN Telex: C. 400 A. AMBAJAP ABIDJAN</p>
◦在 ケニア大使館	<p>Embassy of Japan Wabera Street, Nairobi Kenya. 郵便物あて先 Embassy of Japan P.O. Box 20202, Nairobi, Kenya 電 話 332955 電 略 TAISHI NAIROBI Telex: C. 22286 A. 22286 TAISHI</p>
◦在 リベリア大使館	<p>Embassy of Japan 3rd floor, Providence Building, Ashmun Street, Monrovia, Liberia (P.O. Box 2053 Monrovia) 電 話 21227, 21974 電 略 TAISHI MONROVIALIBERIA Telex: C. 4209 A. 4209 TAISIMON LI</p>

在外公館名	住 所
◦在 マダガスカル大使館	<p>Ambassade du Japon Cité Planton, Tananarive, Madagascar (B.P. 3863) 電話 261-02 電略 TAISHI TANANARIVE Telex: C. 22308 A. TAISHI TANA</p>
◦在 ナイジェリア大使館	<p>Embassy of Japan Plot 24-25 Apese Street, Victoria Island, Lagos, Nigeria (P.M.B. 2111) 電話 26268, 21425 電略 TAISHI LAGOS Telex: C. 21364 A. 21364 TAISI NG</p>
◦在 セネガル大使館	<p>Ambassade du Japon Immeuble Electra Rue Malan, Dakar, Sénégal (Boîte postale No. 3140) 電話 201-01 電略 TAISHI DAKAR Telex: C. 677TAISI SG A. 677 TAISI SG</p>

在外公館名	住 所
◦在 タンザニア大使館	<p>Embassy of Japan Plot No. 28 Kingsway Estate Dar es Salaam, Tanzania (P.O. Box 2577)</p> <p>電話 68644~5 電 略 TAISHI DARESSALAAM Telex: C. 41065 A. 41065 TAISI</p>
◦在 ザイール大使館	<p>Ambassade du Japon Bldg. Cooremann Avenue Wagenia Kinshasa Rép. du Zaïre</p> <p>郵便物あて先 Ambassade du Japon B.P. 1810 Kinshasa Rép. du Zaïre</p> <p>電話 26913, 22118 電 略 TAISHI KINSHASA Telex: C. 21227 A. 21227 TAISHI ZR</p>
◦在 ザンビア大使館	<p>Embassy of Japan No. 5218 Haile Selassie Avenue Lusaka, Zambia</p> <p>郵便物あて先 Embassy of Japan P.O. Box 3390 Lusaka, Zambia</p> <p>電話 52244, 52454, 52670 電 略 TAISHI LUSAKA Telex: C. ZA 41470 A. TAISHI ZA 41470</p>

(中南米)

在外公館名	住 所
・在 アルゼンチン大使館	<p>Embajada del Japón, Azeúnaga 1035, Buenos Aires, Argentina (Casilla de Correo No. 4595 Correo Central) 電話 85-5333, 83-1031 電 略 TAISHI BUENOSAIRES Teles: C. 012-1884 A. 121884AR TAISI</p>
・在 ボリビア大使館	<p>Embajada del Japón, Calle Sanchez Lima No. 2400, La Paz, Bolivia (P.O. Box 2725) 電 話 27025, 27026 電 略 TAISHI LAPAZ Telex: C. 3560033 (ITT), BX5348 (RCA) A. TAISI 3560033, TAISI BX5348</p>
・在 ブラジル大使館	<p>Embaixada do Japão, Avenida das Nações-Lote 39-C., Brasília, D.F., Brasil (Caixa postal 07-0891) 電 話 242-6983, 242-6552, 242-6543, 電 略 242-6475, 242-6454, 242-6866 TAISHI BRASILIA Telex: C. 0611376 A. 0611376 TAIS BR</p>

在外公館名	住 所
・在 チリ 大使館	<p>Embajada del Japón Huérfanos 757, 8º Piso, Casilla 2877 Santiago, Chile 電話 31163 電 略 TAISHI SANTIAGODECHILE Telex: C. 3520132 A. 3520132 TAISI 郵便物あて先 Embajada del Japón Casilla 2877 Santiago, Chile</p>
・在 コロンビア大使館	<p>Embajada del Japón Calle 72, No. 13-23, Edificio Nueva Granada, Piso 4, Bogotá, Colombia (Apartado Aéreo 7407) 電 話 55-77-29, 55-79-69, 48-58-50, 48-46-93 電 略 TAISHI BOGOTA Telex: C. 043-327 (国外からのコール 43-327) A. 44327 TAIS CO</p>

在外公館名	住 所
◦在 コスタ・リカ大使館	<p>Embajada del Japón Barrio Rohrmoser, Sabana Oeste Primera Entrada, 500 Mts. Oeste y 100 Mts. Norte San José, Costa Rica (Aparatado No. 501 y No. 10. 145)</p> <p>郵便物あて先 Embajada del Japón Apartado 501, San Jose, Costa Rica 電 話 32-19-44, 32-12-55 電 略 TAISHI SANJOSECR Telex: C. 2205 A. 2205 TAISI</p>
◦在 エクアドル大使館	<p>Embajada del Japón Avenue Rio de las Amazonas No. 239, y calle 18 de Septiembre, Edificio Alvarez Burbano, 7º Piso, Quito, Ecuador (P.O. Box 3031) 電 話 541-855 電 略 TAISHI QUITO Telex: C. 022185 A. 2185 TAISI ED</p>
◦在 エル・サルバドル大使館	<p>Embajada del Japón Avenida Roosevelt 3107 Edificio La Centroamericana 2º Piso San Salvador, El Salvador, C.A. (Apartado Postal 115) 電 話 23-4626, 23-4665 電 略 TAISHI SANSALVADORSALV Telex: C. 20099 A. 20099 TAISAL</p>

在外公館名	住 所
○在 グアテマラ大使館	<p>Embajada del Japón Ruta 6, 8-19, Zona 4, Guatemala (Apartado Postal No. 531) 電話 31-9666~8 電 略 TAISHI GUATEMALA Telex: C. 4126 A. 4126 TAISHI GU</p>
○在 ホンデュラス大使館	<p>Embajada del Japón Primera Avenida B., No. 316 Colonia Palmira, Tegucigalpa D.C. Honduras, C.A. (Apartado Postal 125-C) 電話 22-6828~9 電 略 TAISHI TEGUCIGALPA Telex: C. 1141 A. 1141 TAISITEG HT</p>
○在 メキシコ大使館	<p>Embajada del Japón Paseo de la Reforma 395, Col. Cuauhtemoc, México 5, D.E. México (Apartado 7-975) 電話 525-46-20 電 略 TAISHI MEXICO Telex: C. 017-72-420 A. TAISI MEX</p>

在外公館名	住所
在ニカラグア大使館	<p>Embajada del Japón Avenida Monumental, Contiguo, al Almacen Paya Soza, Managua, Nicaragua (Apartado Postal No. 1789) 電話 27807, 22012 電略 TAISHI MANAGUANIC Telex: C. 3751080 A. TAISHI 1080</p>
在パナマ大使館	<p>Embajada del Japón Calle 50 y Calle 61 Edificio Don Camilo Apartado No. 1411 Panamá 1 República de Panamá 電話 23-9750 電略 TAISHI PANAMA Telex: C. 368780 A. 368780-TAISHI</p>
在巴拉グアイ大使館	<p>Embajada del Japón Calle Pitiantuta No. 601 (Esq. Juan de Salazar) Asunción, Paraguay (Casilla de Correo 1957) 電話 20141~2 電略 TAISHI ASUNCION Telex: C. 131 A. 131 PY TAISHI</p>

在外公館名	住 所
・在 ペルー大使館	<p>Embajada del Japón Avenida San Felipe 356, Jesús María, Lima, Perú (Apartado No. 3708) 電話 61-40-41 電 略 TAISHI LIMA Telex: C. 25533 A. 25533 PU TAISILIM</p>
・在 ウルグアイ大使館	<p>Embajada del Japón Rincón 487, Piso, 5º Montevideo, Uruguay 電 話 91-3936, 91-3938 電 略 TAISHI MONTEVIDEO Telex: C. UY 807 A. TAISI UY 807</p>
・在 ヴェネズエラ大使館	<p>Embajada del Japón Quinta "Maranba" Avenida San José, La Floresta, Caracas 106, Venezuela (Apartado N° 68790 Altamira) 電 話 284-92-22 電 略 TAISHI CARACAS Telex: C. 23363 A. 23363 TAISHICA</p>

(大洋州)

在外公館名	住 所
・在 パプア・ニューギニア 大使館	<p>Embassy of Japan ANG House, 8/8 Hunter Street, Port Moresby, Papua New Guinea (P.O. Box 3040 Port Moresby)</p> <p>電話 211800, 211483, 211305 電略 TAISHI PORTMORESBY Telex: C. 22215 A. TAISHI NE22215</p>
・在 ポート・モレスビー 総領事館	<p>Consulate-General of Japan,</p> <p>住 所 電 話 } 在パプア・ニューギニア大使館と同じ Telex: 電 略 RYOJI PORTMORESBY</p>

3. 各通貨の為替相場一覧表

(原則として1978年5月19日現在)

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Afghanistan	Afghani (s) = 100 Pul (s)	Af.		○公定 45.00	
Algeria	Algerian Dinar (s) = 100 Centime (s)	DA	(複合通貨 単位にリンク)	4.0385 (5/17)	1. 1973年2月21日 対ドル11.11%切上げ。 2. 1974年1月21日 フランスフランリンク廃止。
Argentina	Argentine Peso (s) = 100 Centavo (s)	P	(特定指標 により調整)	S 777 B 769	1. 1975年11月11日 以降商業レート廃止。 2. 1976年3月6日 レート一本化。
Australia	Australian Dollar (s) = 100 Cent (s)	A\$		A\$ 1につき US\$ S 1.1245 B 1.1293	1. 1973年2月13日 対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年9月9日対 ドル5%切上げ。 3. 1974年9月25日 ドルリンク廃止、バ スケット方式採用。 4. 1976年11月29日 バスケットとの固定 リンクを廃止。
Bangladesh	Taka = 100 Paise		Stg. £ 1 につき 26.70	15.7376 (5/17)	1975年5月17日 対 ポンド58.16%切上げ。
Barbados	Barbados Dollar (s) = 100 Cent (s)	B.S	2.00		1975年7月5日ボン ドリンク廃止、ドルリ ンク。
Bolivia	Peso Boliviano (s) = 100 Centavo (s)	\$b	20.00	S 20.00 B 不詳	
Botswana	Pula = 100 Thebe		0.828157		1. 1976年8月23日新 貨幣発行(Pula 1=S-Africa Rand 1)。 9月6日よりThebe 硬貨発行 2. 1977年5月2日 5%切上げ。

(注) 1. 通貨単位欄のカッコ内は複数形。(同形)は單複同形。
2. 基準相場および為替相場各欄は、特記なき限り対米ドル相場(1米ドルにつき各通貨
単位)

3. 基準相場欄のSDR・は金価値表示のSDR(SDR 1 = 純金 0.888671 グラム) その他の
SDRは標準バスケット方式評価のSDRをそれぞれ表わす。

4. 為替相場欄の○印は固定的為替相場。S: 売相場、B: 買相場

(資料) 信頼できると考えられる諸資料によったが、原資料の誤謬等については責を負いかねま
す。(東京銀行資料より抜粋)

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Brazil	Cruzeiro (s) = 100 Centavo (s)	Cr.S	(特定指標 により調 整)	S 17.370 B 17.270 (5/5より)	
Belize (British Honduras)	British Honduras Dollar (s) = 100 Cent (s)	B.H.S	Sig £ 1 につき 4.00		
Brunei	Brunei Dollar (s) = 100 Cent (s)	B \$	Singapore Dollarと等 価		1973年5月22日、 マレーシアとの通貨相 互交換停止。
Bulgaria	Lev (a) = 100 Stotinki (sing. Stotinka)			公定 0.9 旅行者 1.35	1. 1974年11月1日 対ドル旅行者レート 27%切上げ。 2. 1975年11月1日 レート一本化。 3. 1978年1月より二 重相場制採用
Burma	Kyat (s) = 100 Pya (s)	K	SDR 1 につき 8.50847	S 7.1076 B 6.9683 (4/29)	1975年1月25日ド ルリンク廃止。
Burundi	Burundi Franc (s) = 100 Centime (s)	FBu	90.00	90.00 (5/17)	1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Cameroon	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Central African Republic	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Chad	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Chile	Peso (s) = 100 Centavo (s)	P.	(特定指標 により調 整)	31.36	1975年9月29日 $\frac{1}{1,000}$ デノミネーショ ン実施
Colombia	Peso (s) = 100 Centavo (s)	Col.S	(特定指標 により調 整)	S 38.57368 B 38.42 (3/31)	
Congo (Brazzaville)	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Costa Rica	Colon (s) = 100 Centimo (s)	₡	8.57	◦公定 S 6.68 B 6.62 ◦自由 S 8.60 B 8.54	1971年6月より二重相場制採用。
Dominican Republic	Peso (s) = 100 Centavo (s)	RD\$	1.00		
Ecuador	Sucre (s) = 100 Centavo (s)	S/	25.00	S 24.95 B 24.80 (3/31)	
Egypt (Arab Republic of Egypt)	Pound (s) = 100 Piastre (s) = 1,000 Millieme (s) £E = Tallari 5	£E P.T. m/ms	0.391305	(中銀相場) ◦公定 S 0.395218 B 0.391305 ◦優遇 S 0.714000 B 0.700000	1. 1973年2月、対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年9月1日より二重相場制採用。
El Salvador	Colon (s) = 100 Centavo (s)	₡	2.50	◦S 2.5075 B 2.50	
Equatorial Africa Cameroon, Central African Rep., Chad, Congo (Brazzaville), Gabon	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Equatorial Guinea	Ekpwele		S.Peseta 1につき 1.00		
Ethiopia	Ethiopian Birr (s) = 100 Cent (s)		2.07237	2.0855 (5/17)	1973年2月対ドル11.11%切上げ。
Fiji Is.	Fiji Dollar (s) = 100 Cent (s)	F\$	(複合通貨 単位にリンク)	0.8827 (5/17)	1. 1973年9月10日対ドル5.7%切上げ。 2. 1975年4月7日フロート移行。 3. 1976年11月29日実質5.6%切下げ。
France	Franc (s) = 100 Centime (s)	F.Fr.		S 4.6860 B 4.6773	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年3月19日EC共同フロート移行。 3. 1974年1月21日共同フロート離脱(75年7月10日復帰)。 4. 1974年3月21日為替レート一本化。 5. 1976年3月15日共同フロート再離脱。

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Gabon	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Gambia	Dalasi = 100 Butut		Stg. £ 1 につき 4.00	2.215 (5/17)	
Ghana	Cedi = 100 New Pesewa (s)	¢	1.15385	1.15 (5/17)	1973年2月対ドル 11.3%切上げ。
Guatemala	Quetzal (es) = 100 Centavo (s)	Q	1.00	1.00	
Guinea	Syli = 10 Guinea Franc (s)		SDR 1 につき 24.6853	20.9135 (5/17)	1972年10月2日新 通貨発行。
Guinea Bissau (Republic of Guinea-Bissau)	Peso		P.Esc 1 につき 0.85	45.835 (5/17)	
Guyana (Formerly British Guiana)	Guyana Dollar = 100 Cent (s)	GS	2.55	2.571 (5/17)	
Haiti	Gourde (s) = 100 Centime (s)	G	5.00		
Honduras	Lempira (s) = 100 Centavo (s)	L	2.00	○公定 S 2.02 B 2.00	
Hong Kong	Hong Kong Dollar (s) = 100 Cent (s)	HK\$		S 4.6530 B 4.6510	1. 1973年2月対ドル 11.11%切上げ。 2. 1974年11月25日 フロート移行。
India	Rupee (s) = 100 Paise (sing. Paisa) Lakh 1 = Re. 100,000 Crore 1 = 100 Lakh (s)	₹.Re.	(複合通貨 単位にリ ング)	S 8.7108 B 8.5911	1975年9月24日サ ンドリンク解消。 (バスケット方式採用)
Indonesia	Rupiah (s) = 100 Sen	Rp	415.00	○ S 417.00 B 414.00	
Iran	Rial (s) = 100 Dinar (s)	RI	SDR 1 につき 82.2425	○公定 S 70.60 B 70.35 (12/10より)	1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Iraq	Dinar (s) = 1,000 Fil (s)	ID	0.296053	○公定 S 0.296053 B 0.294579	1973年2月対ドル 11.11%切上げ。

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Israel	Pound (s) = 100 Agorot (sing. Agora)	L		16.76 (5/17)	1. 1976年7月18日 ドルリンク廃止。 (バスケット方式採用) 2. 1977年10月28日 変動相場制へ移行。
Ivory Coast (Côte d'Ivoire)	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Jamaica	Jamaican Dollar (s) = 100 Cent (s)	J\$	1.05	公定 1.55	1. 1973年1月17日対 ドル15.56%切下げ。 2. 1977年4月27日よ り二重相場制採用。 3. 1978年5月9日二 重相場制廃止。
Jordan	Jordan Dinar (s) = 1,000 Fil (s)	JD	SDR 1 につき 0.387755	○公定 S 0.324 B 0.322	1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Kenya	Kenya Shilling (s) = 100 Cent (s)	K.Sh	SDR 1 につき 9.66	7.9798 (5/17)	1975年10月27日 ドル15%切下げ、 SDRリンク。
Korea (Republic of Korea)	Won = 100 Chon	W	485	(韓国銀行基 準率) 484 S 485.0 B 483.0	
Korea (Democratic People's Republic of Korea)	Won = 100 Jun			0.94 (5/17)	
Kuwait	Kuwait Dinar (s) = 1,000 Fil (s)	KD	(複合通貨) （単位にリ ンク）	0.2791 (5/17)	1. 1974年2月13日 フロート移行。 2. 1975年3月19日 バスケット方式採用。
Laos	Kip (s) = 100 At (s)	K または Kp.	200.00	200.00	1. 1976年6月15日、 通貨改革実施。
Lebanon	Lebanese Pound (s) = 100 Piastre (s)	LC		2,9338 (5/17)	
Lesotho	South African Rand (s) = 100 Cent (s)	R	0.869565		
Liberia	Liberian Dollar (s) = 100 Cent (s)	L\$	1.00		

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Libya (The Socialist People's Libyan Arab Jamahiriyyah)	Libya Dinar (s) = 1,000 Dirham (s)	LD	0.296053	S 0.296793 B 0.295312	
Malaysia	Ringgit = 100 Sen		(複合通貨 単位にリ ンク)	S 2.4070 B 2.3950	1. 1973年2月対ドル 11.11%切上げ。 2. 1973年6月22日 フロート移行。 3. 1975年8月28日 通貨名称変更。 4. 1975年10月29日 バスケット方式採用。
Mali	Mali Franc (s) = 100 Centime (s)	MF	F.Fr. 1 につき 100.00	469.30 (5/17)	
Malta	Maltese Pound (s) = 100 Cent (s) = 1,000 Mil (s)	£M	(複合通貨 単位にリ ンク)	Stg. £ 1 につき S 0.7285 B 0.7210 (4/28)	1972年6月フロート 移行。
Mauritania	Ouguiya = 5 Khoum (s)	OM	(複合通貨 単位にリ ンク)	46.93 (5/17)	1. 1973年6月29日 新通貨発行。 2. 1973年7月9日 仏共同体離脱。
Mauritius	Mauritius Rupee (s) = 100 Cent (s)	M.Rp.	SDR 1 につき 7.713759	6.3721 (5/17)	
Mexico	Peso (s) = 100 Centavo (s)	P Mex.\$		S 22.81 B 22.61 (5/16)	1. 1976年8月31日 対ドルリンク廃止、 フロート移行。 2. 1976年9月13日 より対米ドル条件づ き固定相場制採用。 3. 1976年10月27日 再びフロートへ移行。
Morocco	Dirham (s) = 100 Moroccan Franc (s)	DH		4.2873 (5/17)	
Mozambique	Mozambique Escudo (s) = 100 Centavo (s)	M. Esc.			
Nepal	Nepalese Rupee (s) = 100 Pice	NR	12.50	(中銀相場) S 12.55 B 12.45	1. 1973年2月対ドル 4.12%切下げ。 2. 1975年10月9日 18.9%対ドル切下げ。

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
New Caledonia	Franc (s) des Communauté Française du Pacifique = 100 Centime (s)	CFPF	F.Fr. 1 Iにつき 18.1818	85.6826 (5/17)	-
New Hebrides	New Hebrides Franc = 100 Centime (s)	N.H. Fr. FNH	F.Fr. 1 Iにつき 16.1616		
New Zealand	New Zealand Dollar (s) = 100 Cent (s)	NZ\$	(複合通貨 単位にリ ンク)	NZ\$ 1につき USS S 1.0033 B 1.0133	1. 1976年11月30日 7%切下げ。 2. 1976年12月20日 2.23%切上げ。
Nicaragua	Cordoba (s) = 100 Centavo (s)	C\$ または C	7.00	○自由 S 7.0525 B 7.00 ○ブローカー S 7.07 B 7.05	
Niger	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F.Fr. 1 Iにつき 50.00	234.65 (5/17)	
Nigeria	Naira (s) = 100 Kobo (s)			S 0.6227 B 0.6196 (3/14)	1. 1973年1月2日十進法採用と通貨単位の呼称変更。 2. 1974年4月5日フロート移行。
Pakistan	Rupee (s) = 100 Paisa	P.Re	9.90	(中銀相場) ○ S 9.9156 B 9.90 対顧客 ○ S 9.9312 B 9.8844	1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Panama	Balboa (s) = 100 Centesimo (s)	B	1.00	1.00	米ドルと等価
Papua New Guinea	Kina = 100 Toea (s)	K	(豪ドルに リンク)	A \$ 1につき Kina S 0.8228 B 0.8171 (5/1)	1. 1975年4月19日新通貨発行。1975年末まで豪ドルと等価。 2. 1975年9月16日独立。 3. 1976年1月1日より豪ドルとの Dual Currency 制度打切り。 4. 1976年11月28日 7.25%切下げ。 5. 1976年12月29日対豪ドル 1.85%切下げ。

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Paraguay	Guarani (cs) = 100 Centimo (s)		126.00	○公定 S 126.00 B 126.00	
Peru	Sole (s) = 100 Centavo (s)	S/	(特定指標 により調 整)	S 150.379 B 149.633	1. 1975年9月26日 対ドル切下げ、二重 為替市場制のままレ ート一本化。 2. 1977年10月單一 為替市場へ移行。
Philippines	Peso (s) = 100 Centavo (s)	P		7.3635 (5/12)	
Rwanda	Rwanda Franc (s) = 100 Centime (s)	RF	92.84		
São Tome and Principe (Dem. Rep. of São Tome and Príncipe)	Dobra		SDR 1 につき 45.25		
Saudi Arabia	Riyal (s) = 20 Qurush (同形) = 100 Halalah (s)	SR	SDR 1 につき 4.28255	3.45 (5/17)	1. 1973年8月11日対 ドル5.078%切上げ。 2. 1975年3月15日 ドルリンク廃止、 SDRリンク。
Senegal	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Seychelles	Seychelles Rupee (s) = 100 Cent (s)	S.R.	Stg. £ 1 につき 13.3333	7.3816 (5/17)	
Sierra Leone	Leone = 100 Cent (s)	Le	Stg. £ 1 につき 2.00	1.1075 (5/17)	
Singapore	Singapore Dollar (s) = 100 Cent (s)	SS	(複合通貨 単位にリ ンク)	S 2.3380 B 2.3370	1. 1973年2月 対ドル 11.11%切上げ。 2. 1973年6月21日 フロート移行。
Somalia	Somali Shilling (s) = 100 Cent (s)	So.Sh.	6.23270	6.295 (5/17)	
South Africa	Rand (s) = 100 Cent (s)	R	0.869565	S 0.8718 B 0.8674	1. 1973年2月対ドル 11.11%切上げ。 2. 1973年6月5日対 ドル4.99%切上げ。 3. 1974年6月24日 対ドル0.67%切上げ。 4. 1975年9月22日 対ドル17.9%切下げ。

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Sri Lanka (The Republic of Sri Lanka)	Rupee (s) = 100 Cent (s)		(複合通貨 単位にリ ンク)	14.50 (5/17)	1976年5月24日ボ ンドリンク廃止。バス ケット方式採用。
St. Christopher Nevis, Anguilla	East Caribbean Dollar (s) = 100 Cent (s)	E.C.\$		2.7025 (5/17)	
St. Helena	Sterling Pound (s) = 100 Pence (sing. Penny)	£Std.			英ポンドが流通。
St. Lucia	East Caribbean Dollar (s) = 100 Cent (s)	E.C.\$		2.7025 (5/17)	
St. Pierre	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
St. Vincent	East Caribbean Dollar (s) = 100 Cent (s)	E.C.\$		2.7025 (5/17)	
Sudan	Sudanese Pound (s) = 100 Piastre (s)	£Sd	0.348242		
Surinam	Surinam Guilder (s), Florin (s) = 100 Cent (s)	Sur.f.			1975年11月独立。
Swaziland	Lilangeni (Emalangeni) = 100 Cent (s)				1974年9月6日自國 通貨発行。 南ア・ランドも等価 で通用。
Syrian Arab Republic	Syrian Pound (s) = 100 Piastre (s)	£S	3.925	S 3.9 B 3.6764	
Tahiti	Franc (s) des Communauté Française du Pacifique = 100 Centime (s)	CFPF	F.Fr. 1 につき 18.1818	85.6826 (5/17)	
Tanzania	Tanzania Shilling (s) = 100 Cent (s)	TSh	SDR 1 につき 9.66	7.9798 (5/17)	1975年10月25日 切上げ、SDRリンク。
Thailand	Baht or Tical = 100 Satang	B or Tc		S 20.45 B 20.35	1. 1973年7月17日 対ドル4%切上げ。 2. 1978年3月9日 対ドルリンク廃止。
Togo	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Tonga	Paanga = 100 Seniti	TS	A\$と等価		
Trinidad & Tobago	Trinidad Tobago Dollar (s) = 100 Cent (s)	TT\$	2.40	2.40	1976年5月28日ボンドリンク廃止、ドルリンク。
Tunisia	Tunisian Dinar = 1,000 Millieme (s)	D		0.4254 (5/17)	
Turkey	Lira (s) または Pound(s) = 100 Piastre (s) = 4,000 Para (s)	Lt. £T		S 25.50 B 25.00 (3/1より)	1. 1973年8月25日 フロート移行。 2. 1975年8月28日 実質1.7%切下げ。
Uganda	Uganda Shilling (s) = 100 Cent (s)	U Sh	SDR 1 につき 9.66	7.9798 (5/17)	1975年10月25日切 下げ、SDRリンク。
United Arab Emirates	Dirham (s) = 100 Fil (s)	DH.	3.8780	° S 3.8800 B 3.8760 (1/28より)	1. 1972年12月2日 UAE結成。 2. 1973年5月19日 新通貨発行。 3. 1974年2月1日 I.M.F加盟。
United Kingdom	Sterling Pound (s) = 100 Pence (sing. Penny)	£-Stg.		S 0.5529 B 0.5523	1972年6月23日フ ロート移行。
Upper Volta	Franc de la Communauté Financière Africaine = 100 Centime (s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00	234.65 (5/17)	
Uruguay	Peso (s) = 100 Centesimo (s)	Ur\$	(特定指標 により調 整)	S 5.70 B 5.69 (5/15より)	1975年7月1日 1 1000 デノミネーショ ン実施。
U.S.S.R.	Ruble = 100 Kopeck (s) Ruble 10 = 1 Tschewonetz (-y)	Rbl.		0.6960	
Venezuela	Bolivar (s) = 100 Centimo (s)	B.	4.2925	° S 4.30 B 4.28	
Viet-Nam (The Socialist Republic of -Viet-Nam)	Dong (s) = 100 Sau (s)			2.387 (5/17)	
Wallis Is.	Franc (s) des Communauté Française du Pacifique = 100 Centime (s)	CFPF	F.Fr. 1 につき 18.1818	85.6826 (5/17)	

* Abu Dhabi, Dubai, Sharjah, Ajman, Umm Al-Qaiwain.
Fujairah, Ras Al-Khaïmah

国	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Western Samoa	Tala = 100 Sene	WS\$	(ニュージーランド採用の複合通貨単位を基準)	○ NZ\$1 につき WS\$ 0.80	
West Indies	East Caribbean Dollar (s) = 100 Cent (s)	E.C.\$		2.7025 (5/17)	
Windward Is.	East Caribbean Dollar (s) = 100 Cent (s)	E.C.\$		2.7025 (5/17)	
Yemen Arab Republic	Rial (s) = 40 Bugshah (s)	YRI	4.5625	4.547 (5/17)	
Yemen, People's Dem. Rep. (formerly Aden)	Yemen Dinar (s) = 1,000 Fil (s)	YD	0.345395	○ S 0.360 B 0.339	1973年2月ドル10%切上げ。
Zaire Republic	Zaire = 100 Makuta (sing. Likuta)		SDR 1 につき 1.00		1976年3月16日ドルリンク廃止。SDRリンク。実質40%切下げ。
Zambia	Kwacha = 100 Ngwee	K	SDR 1 につき 1.024259		1. 1973年2月 ドル 11.11%切上げ。 2. 1976年7月 ドルリンク廃止。SDRリンク移行。

4. 国別にみた必要および推奨される予防接種

○ 予防注射接種計画

1日 黄熱
30日 コレラ（第1回目）
37日 " (第2回目)
44日 種痘

ア ジ ア

国	強制ないし必 要	推 奏	国	強制ないし必 要	推 奏
Aden Colony	S.C.		Macao	S.C.Y.	T.
Aden Protectorate	S.C.Y.	T.	Malaysia	S.C.Y.	
Afghanistan	S.C.	T.	Mongolia		S.C.T.P.
Bahrain	S.C.Y.		Muscat & Oman	S.C.Y.	
Brunei	S.C.Y.		Nepal	S.C.	T.TAB
Burma	S.C.Y.		North Borneo	S.C.Y.	P.
Cambodia	S.C.Y.		Pakistan	S.C.Y.	
Sri Lanka	S.C.Y.		Philippines	S.C.Y.	
China (Taiwan)	S.C.		Oatar	S.C.Y.	
Cyprus	S.C.		Sarawak	S.C.Y.	P.
Hongkong	S.C.		Saudi Arabia	S.C.Y.	
India	S.C.Y.		Singapore	S.C.Y.	
Indonesia	S.C.Y.		Syria	S.C.Y.	
Iran	S.C.Y.		Thailand	S.C.Y.	P.
Iraq	S.C.Y.		Timor	S.C.Y.	
Israel	S.		Trucial States (Oman)		
Jordan	S.C.		Turkey	S.C.	
Korea	S.C.		U.S.S.R.	S.C.	
Kuwait	S.C.Y.		Vietnam (S)	S.C.Y.	
Laos	S.C.Y.		Yemen	S.C.Y.	
Lebanon	S.C.Y.		Ryukyu(沖縄)	S.C.Y.	

註： アジア大陸に黄熱の流行地はないのに、例えばインド、パキスタン、マラヤなど
で黄熱流行地から来る者に予防接種を強制しているのは、黄熱の媒介カエデ
aegypti がいるからで、これは沖縄にも適用されている。

アフリカ大陸

国	強制ないし必 要	推 災	国	強制ないし必 要	推 災
Algeria	S.C.Y.	T.	Madeira	S.C.Y.	
Angola	S.	Y.	Malagasy	S.Y.	
Ascension			Malí	S.Y.	
Basutoland	S.		Mauritania	S.Y.	
Bechuanaland	S.Y.	Y.	Mauritius	S.C.Y.	
Burundi	S.C.Y.	TAB	Morocco	S.C.	
Cameroun	S.Y.		Mozambique	S.C.Y.	
Canary Island		S.	Nigere	S.Y.	
Cape Verde Islands	S.Y.		Nigeria	S.C.Y.	
Central African Republic	S.Y.		Nyassaland	S.Y.	
Chad	S.Y.		Reunion	S.C.Y.	
Comoro Island	S.C.Y.		Rhodesia	S.Y.	
Congo	S.Y.	T.P.TAB	Rwanda	S.C.Y.	
Dahomey	S.Y.		Senegal	S.Y.	
Egypt	S.C.Y.	T.	Sierra Leone	S.Y.	
Ethiopia	S.C.Y.	T.	Somalia	S.C.Y.	
Gabon	S.Y.		Somaliland	S.C.Y.	
Gambia	S.Y.	T.	South Africa	S.Y.	
Ghana	S.C.Y.		Sudan	S.C.Y.	
Guinea	S.Y.		Tanganyika	S.C.Y.	
Ivory Coast	S.Y.		Togo	S.Y.	
Kenya	S.C.Y.	T.TAB	Tunisia	S.C.Y.	
Liberia	S.Y.		Uganda	S.Y.	
Libya	S.C.Y.		Upper Volta	S.Y.	
			Zanzibar	S.C.Y.	

必要 入国、出団に際し強制的に予防注射されるもの
 推奨 出入国に際し、強制的に行なわれないが、本人のため医学的立場から推奨されるもの
 略字 C=コレラ P=ペスト S=種痘 T=発疹チフス
 TAB=腸チフス、バラチフスAB
 CまたはYのように、下にアンダーラインしたものは、たとえば「コレラ流行地から来る場合は」などの条件つきである。

— M E M O —

— M E M O —

- M E M O -

— M E M O —

- M E M O -

— M E M O —

— M E M O —

— 111 —

— M E M O —

第2編 開発調査報告書作成要領



第1章 開発調査とその報告書

1-1 開発調査の意味とその対象

国際協力事業団により実施される開発調査の成果としては、開発調査団の現地国での調査実施と並行して行われる現地関係者との意見の交換、技術指導、またこれらを通じての外交的成果なども考えられる。

しかし、それらはあくまで副次的なものであり、調査団の帰国後本邦にて作成される調査報告書が、少なからざる国費を費やして実施された開発調査の唯一の成果となるものである。事業団とその調査団に対する内外の評価は、究極的にそれを通じてなされることを関係者は必ず銘記すべきである。

また、報告書は、提出先の外国政府または国際機関において、それに使用された外国語を通じて評価がなされることを認識し、報告書原稿の作成に当っては簡にして要を得た文意明瞭なものを作成するよう努めるべきである。いやしくも、翻訳の不備や報告書提出の遅滞などにより相手国または国際機関の信頼を失うことのないよう関係者は十分注意しなければならない。

事業団により編成され海外に派遣される調査団の団長、団員および事業団関係者は上記のことについて留意し、本邦出発前に当該開発調査の目的、方針、範囲などにつき検討し、調査団全員の意見統一を図るとともに、調査結果の大筋の方向づけについては事業団と十分協議し、必要に応じては各関係機関並びに関連分野との緊密な連絡を失わぬよう留意しなければならない。

開発調査の対象となるプロジェクトは下記のような広範な分野を含んでいる。

- (1) 農水産 農業、かんがい、干拓、排水、林業、漁業
- (2) 國土開発 道路、橋梁、トンネル、治水、砂防、河川開発、都市計画
- (3) 交通・運輸 鉄道、港湾、舟航、空港、地下鉄、都市交通

(4) 電気通信 電信、電話、テレビ、ラジオ

(5) 鉱工業およびエネルギー

工業、鉱業、電力、ガス、石油、中小企業

(6) その他 上下水道、地域開発、総合開発

1-2 調査の段階と内容

相手国から要請されるプロジェクトの種類、内容等によって調査の精度もおのずから異ってくる。従って調査は大略次のような調査段階に分けられる。

(1) 踏査 (Reconnaissance) および

予備調査 (Preliminary Survey)

これは次の調査段階であるフィージビリティ調査を行う価値があるかどうかについて判断を下すこと、またはプロジェクトの基本計画を策定して方向付けを行うことを目的としており、これには特定地域の開発マスター プランの策定のための調査なども含まれる。

調査作業はプロジェクトの計画内容の検討と、これに関する気象・地質等の技術的判断の基礎となるデータ及び計画の経済的評価に必要な諸資料の収集、関係機関専門家との討議、聞き込み調査、現地の概査等が主体となる。

調査結果は帰国後、資料の解析を行って基本計画を立案し、基本設計、概略工事費、勧告等を含む報告書にまとめられる。

(2) フィージビリティ調査 (Feasibility Study)

これは本来プロジェクトの資金手当について基本的態度を決定するため実施されるものであって、調査の結果は国際機関や資金融資国に対し、プロジェクトのフィージビリティ（可能性、妥当性、投資効果）を説明するために使用されることが多い。従って、融資をする側にとってはプロジェクトの経済性について適当な判断を下す重要な資料となるものである。

このフィージビリティ調査の作業内容と結果（精度）にかなり幅があり、前記の予備調査に近いもの（この段階を Pre-feasibility Survey と呼ぶこともある）から工事実施のための詳細

設計に近いものまである。

一般には経済的な評価、解析に重点がおかれ、技術的フィージビリティはむしろ経済性の裏付けとして要求されるものが普通である。従って、調査の内容も多岐に亘り現地作業としては測量、ボーリング、試料採取、測定、技術資料の収集等を行い、帰国後はこれらを解析・検討して施設のレイアウト、構造物等の比較設計、予備設計、建設費、工期の算定、資金計画、勧告等よりなる報告書を作成する。

(3) 実施設計 (Detailed Design)

これは調査というよりむしろ工事の実行計画立案に近いし、従って通常は工事費の一部に含まれるものとされているものでオーソライズされたプロジェクトの工事着手に必要な資料の作成を目的とする。

調査作業の内容は設計図、積算書、工事仕様書、工事日程表、工事請負契約書案等工事実施に必要な詳細資料の作成が主体となる。

2. 開発調査団団長および団員の心得

- 2-1 開発調査報告書は、原則的には相手国の要請にもとづき国ベースによる調査を実施し、その結果を相手国政府に対して勧告を行うことが主要な目的であるので、報告書の作成に当って先ず相手国向けの報告書（外国語版）の構成に留意すべきである。
- 和文版報告書は国内における参考資料としての意義をもつものであるから相手国向け報告書の他に別途必要に応じ収集資料を添付して取りまとめるものとする。また、種々な理由によって和文版と外国語版との内容が異なる場合もある。
- 2-2 団長は団員各自が分担に応じて執筆した原稿を校閲し、団員相互間の意見の調整を図るものとする。
- 意見の調整が困難な場合は事業団と協議を行ない、団長の責任において結論を導き出すものとする。
- 2-3 団長および団員は関係職員の要請に応じ報告書作成にともなう業務（翻訳、校閲、校正など）に協力する。
- 2-4 執筆者は報告書打合会議で決定された草稿提出期限を厳守する。
- 2-5 報告書の技術的内容については当然調査団が責任を負うことになるが、翻訳不備によって内容が間違って伝えられて問題を生じるといった事態を避けるため、団長および団員は翻訳と校閲の段階で関係者と十分な討議を行なって粗漏がないよう努めなければならない。従って、報告書完成後において若し内容に問題があったとしても、それは翻訳不備によるものではなく、あくまで調査団としての判断に原因があったということになる。
- 2-6 優れた報告書の完成のためには調査団の帰国後における原稿執筆を含む国内作業→翻訳→校閲→印刷→相手国への送付などに必要とする期間を十分用意しなければならない。現地調査期間中に、報告書の提出時期につき相手政府側と協議を必要とする際、調査団は前記の点を十分考慮してその時期を決め、強行スケジュールによって不本意な報

告書を提出することのないよう注意すべきである。

- 2-7 調査団は現地調査期間中に国内設計を必要とする場合を除き可能な限り報告書原稿を書き上げるよう努力する。
- 2-8 調査団は現地調査終了後離国前に在外公館と協議の上、相手国政府に対して調査の中間報告書を提出することを原則とする。
- 2-9 調査報告書完成以前に調査内容を講演・執筆などにより公表する場合は、あらかじめ事業団の了解を得るものとする。また調査内容で特に事業団が指定するものについて秘密を保持しなければならない。
- 2-10 調査報告書完成後、またはその草案が完成した後報告書内容について説明、討議を行うため相手国政府または国際機関を調査団長が訪問があるので、団長および団員は前記2-5項に述べたように十分な討議を行う必要がある。
- 2-11 報告書作成業務と併行して、調査団は報告書の要約および一般平面図などで構成される開発計画概要書を提出するものとする。この概要書は国内における報告会、関係機関への報告、その他P Rのために用いるパンフレットの原稿となるものである。また、一般説明書および事業団の記録として残す写真集に用いるための現地写真集（一般事情、計画対象地区、現地調査状況などを示すもの）に説明を加えたものを提出するものとする。

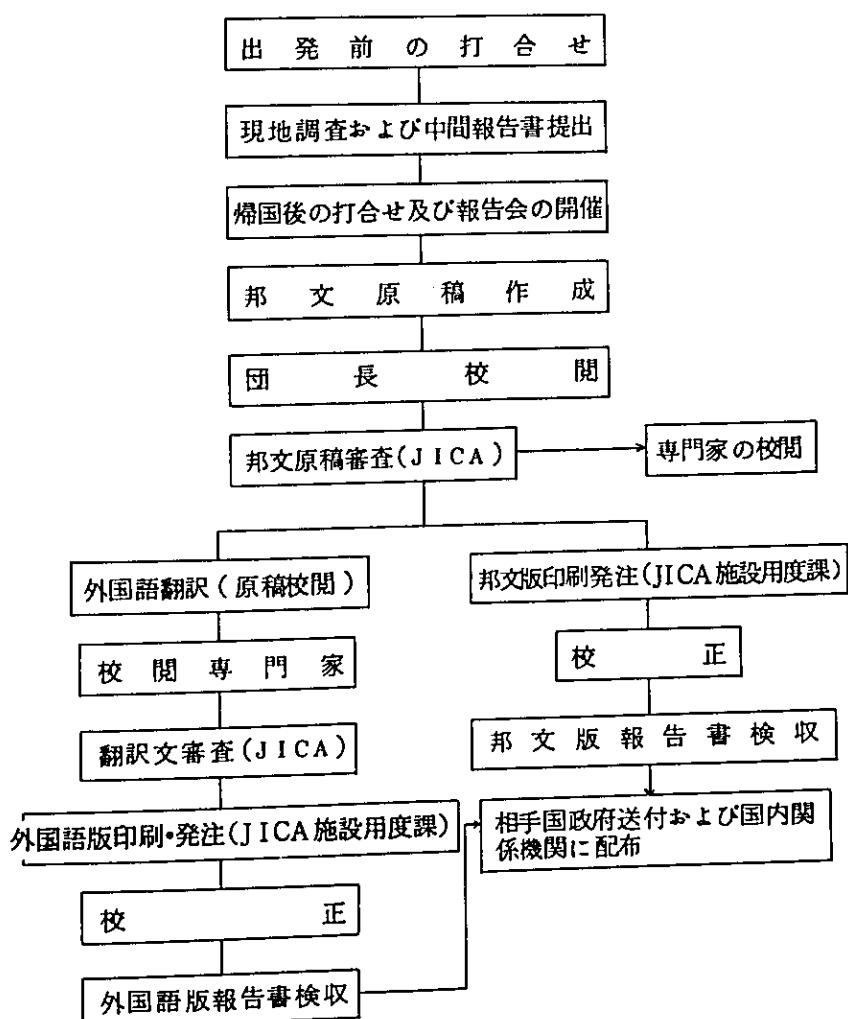
3. 開発調査プロジェクト担当職員の責務

プロジェクト担当職員（現地調査に同行するCoordinatorを含む）は下記の事項を留意して報告書の作成に当るものとする。

- 3-1 調査団の本邦出発前に調査団全員と担当職員と共に報告書の作成につき協議し、調査目的と範囲、実施方針および報告書取りまとめ方針の概要などにつき調査団としての統一見解を得ることに努めること。
- 3-2 調査団の帰国後、調査団と担当職員は出発前の打合事項および下記につき協議確認すること。
 1. 標題
 2. 報告書の構成
 3. 表紙のレイアウト、製本形式
 4. 目次
 5. 執筆分担と予定原稿枚数
 6. 写真、図表作成に関する分担
 7. 翻訳語
 8. 報告書作成スケジュール
 9. 相手国政府および関係機関送付先の部数
- 3-3 調査団より提出された報告書原稿は本書に記載された各項を基準として審査の上検収する。必要に応じては部外の権威者に審査を依頼する。
- 3-4 翻訳および校閲に関しては別項の「翻訳と校閲」を参照の上担当職員と協議の上手続を行う。
- 3-5 報告書の配布に当っては付録「配布規準および配布リスト」に基づき送付を行う。

4. 報告書作成の行程

開発調査報告書作成の経過の概要は次のフローチャートによって示される。



5. 報告書執筆の基本方針

事業団から相手国政府、国際機関などに提出される公的性格を有する開発調査報告書は科学論文としての性格を持つ。従って事実を客観的に記載する目的を有し、著者の感情を表したり読者の感情をそそる必要はないから下記の諸点に留意して最もフォーマルな形式で書かれなければならない。

1) 内容の客觀性

事実を正確に把握して偏見なく忠実に記述する。自己の個人的見解を加えない。また、資料の出典を明記すること。

2) 簡明直截な表現

3) 記述の一貫性

4) あいまいな表現をさける。

5) 国際的、外交儀礼上後日問題を生じないよう用語に注意を払う。

6. 報告書の構成

6-1 報告書の構成は原則として次の通りとする。ただし、当該調査の実情に即して各項目の取捨選択、配列順序の変更を行っても差支えない。

- 表 紙(標題)
- JICA総裁による序文(Preface)
- 調査団長より総裁あて伝達状(Letter of Transmittal)
- プロジェクトの位置を示す地図(Location Map)
- 目次(図表および写真リストを含む)
- 本文
 - 要約*(Summary)
 - 結論、勧告
 - 序論(調査の目的、方針、範囲、経緯、調査団の編成、団員の担当分野、調査日程など)
 - 各論(各分野の調査の目的、方針、範囲、方法、使用材料、実績の成果、考察など、またプロジェクトの性格により比較設計、設計費の概算、経済効果等が内容の主体をなす場合もある。)
 - 付録(対象地域の地理的・社会的・経済的情況に関する記述と設計図表、現地側各機関と責任者名、協力者名簿……和文版のみ)
 - 図表と写真(関連するページに収容不能の時は原則として各章の末尾に収録する)
- * 要約はそれのみで独立した内容を有し報告書のエッセンスともいえるもので、報告書が何を言わんとするかが簡明に要領よく理解されなくてはならない。報告書の記述量によって、要約は序論の一部・結論・勧告などからなり、団員の編成・調査日程などは付録に収録されることもある。

6-2 見出しの表わし方

編、部、章、節などは原則として下記の記号による。

編、部 Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ……

章 1, 2, 3, 4……

節 1-1, 1-2, 1-3, 1-4……

項 1-1-1, 1-1-2, 1-1-3,

細目 (1)

1)

a)

6-3 頁付け

通しページ、または各章毎にノンブルをつける場合があるが原則として通しページとする。

7. 原稿執筆上の注意

7-1 原稿用紙

当事業団支給の原稿用紙を使用し、表紙には表題の他に執筆者氏名を明記すること。

7-2 文字

- (1) 平かな文字、当用漢字、算用数字の使用を原則とする。片かな文字は普辺的な外国の国名などの場合とする。(例……インド、ビルマ、パキスタン………)
- (2) 文字は黒インキまたは鉛筆を使用して楷書ではっきり書き誤読、誤植の恐れのないように留意する。

7-3 用語・文章

用語・文章の記載に関して次の諸点に留意すること。

- (1) 文章は簡潔を旨とし、肯定と否定とを明確にしてあいまいな表現は避ける。
- (2) 誤訳を生じ易い切れ目のない長い文章を避け、かつ、主語を明らかにし、修飾語と被修飾語との関連を明確にするよう構文に注意する。
- (3) 國際的・外交儀礼上後日問題を生じないよう用語に考慮を払う。
- (4) 形容詞・副詞の極端に誇張した表現を避ける。
- (5) 本文中の氏名には原則として敬称をつけない。ただし、謝辞の中では敬称をつける。
- (6) 文章の書き出しは行の最初の2区画をあけ、句読点は明確に示す。
- (7) 他の資料、論説の文章の一部を引用するときは“……”(二重引用符)を付する。
- (8) 本文中に入れる短かい注釈には括弧(……)を付する。括弧内に長い文章を入れることを避ける。
- (9) 原稿用紙の区画について、文字は1字、句読点・終止点・括弧などはすべて1区画を占有させる。ただし、外国语がまざるときは、

大文字は1字1区画に、小文字は2字1区画に入れ活字体に類似の書体で書く。また、数字も2字1区画の割合とする。

- (10) 注は脚注または補注の形式とし、注の箇所数が少く短文のときは脚注、箇所数が多く長文のときは補注とする。注の符号としては星標(*)または米印(※)を使用する。
- (11) 専門用語の使用は、原則として文部省制定の学術用語集に基き適格に、かつ統一を図るようにし、翻訳を考慮して最初に出現する専門用語には英語、仏語などの原語の綴字を付する。（（例……セン石(blind coal)、流況曲線(discharge-duration curve)など））
- (12) 外国の地名・人名・企業体名などの固有名詞は、現地において多く使用される外国語の綴字によって表現する。ただし、発音の困難なものについては（　　）して片カナを付する。

例：地名 Kompong Chhnang（コムポン・チュナン）

人名 Phlek Chhat（ブレク・チャット）

- (13) 数量単位は原則としてメートル法にすることとし、フート・ポンド法など他の単位を使用するときは換算表を付するものとし、通貨単位は米ドル建を原則とし、必要に応じて現地通貨を使用する。これらの単位は英語による略字を使用し統一を図るものとする。

例：糸またはキロメートル km

ヘクタール ha

キロリットル kl

8. 写真・図表のオリジナル作成

- 8-1 調査費で購入したフィルム^{*}による現地撮影、写真等について事業団で複製のため必要とするときは、原版の提示を求めることがあるので、調査団員は少くとも3年間責任をもって保管する。
*事業団支給のフィルムの現像およびベタ焼の費用は団員の負担とし、記録アルバム、報告用スライド、報告書添付用写真等の焼付、引伸、複製の費用は事業団が負担する。
- 8-2 写真・図表の作成に当っては、報告書サイズがA-4版であり、写真製版印刷であることに留意してオリジナルを作成する。その際それらの番号、標題の表示は統一を図ること。
- 8-3 オリジナルにおける標題、例示、説明、固有名詞は報告書打合会議で決定した外国語によることを原則とし、調査地域の事情により他の外国語を併記する。
- 8-4 トレース、製版、印刷などの経費は原則として事業団が負担するから、担当職員はあらかじめ関係職員と事後処理について協議し、経費負担に関する紛糾の生じないように留意する。

9. 翻訳と校閲

開発調査報告書が開発調査の最終成果品として極めて重要な役割を有しており、報告書作成の過程の中で翻訳と校閲は成果品の効果を左右する問題である。また、この報告書に使用される外国語は外国語として完全であるのみならず、政府機関の発行する公式報告書として当然具備すべき種々の条件（付録参照）を満足させたものでなければならない。

9-1 審査の上検収された報告書和文原稿を当事業団において必要外国語に翻訳する場合、その外国語の種類は報告書作成会議において決定されたところに従う。

9-2 翻訳者の選定に当っては、原則として、プロジェクト担当職員が報告書原稿の内容の種類と程度を慎重に考慮し、一般翻訳業者又は特定専門家を推薦する旨明記して「翻訳の請求」を契約第一課に行う。

9-3 団長および団員は専門的な特殊な表現などについて翻訳業務に協力するものとする。

（校 閲）

9-4 翻訳原稿は、原則として、外国語に高度の知識を有する技術専門家又は語学専門家によって全般にわたり校閲を受けるものとする。

9-5 校閲者の選定に当っては、原則として、プロジェクト担当職員が一般翻訳業者又は特定専門家を推薦する旨明記して、契約第一課に「校閲の請求」を行う。この場合、翻訳者には英文作成能力と技術的内容把握能力に差異があるので、そのために生じた不備な部分を充足することに留意しなくてはならない。

9-6 団長および団員は、外国語で表現された最終成果品としての開発調査報告書の内容についての責任を認識し、校閲についても十分な協力をを行うものとする。

付 錄

1. 翻訳と校閲について

1 - 1 翻訳(英語)における問題点

1 - 2 校閲における問題点

1 - 3 外国語(英語を除く)の翻訳について

2. 報告書の印刷・製本仕様

3. 報告書の表紙について

4. 報告書の取扱い

5. 記号の呼び方・書体見本・校正記号

1. 翻訳と校閲について

1-1 翻訳（英語）における問題点

1) Formalな英文であること

日本文でもそれが使用される場合によって文体が異なる如く英文においても学術書、法律文、公文書、小説、新聞記事、商業文、会話、手紙などに適切な文体がある。学術書、法律文、公文書などでは formalな英文が使用される。

開発調査報告書は、事業団が作成し、外務省を通じ相手国政府、国際機関などに提出されるという公的性格を有し、科学論文としての性格をも持つ。また事実を客観的に記載する目的を有し、著者の感情を表したり、読者の感情をそゝる必要はないから最も formalな形式で書かれなくてはならない。

英文を読む場合、その文章が formalか informalかの判断がつくとしても、その英文を区別して作成することは難しい。然しこの二者の使い分けは極めて重要な問題である。その注意すべき点としては次のようなものがある。

a) We, Iなどを使用せず impersonalな文章とする。従って受動形が多くなる。

（止むを得ない場合、the author, the writerまたは調査団という意味で the teamが使用される）

b) formalな単語と表現を用いる。

c) 感情を示す単語を使用しない。

d) 時 相

事実、成績、症例……過去形

問題提示、一般現象

理論、法則……現在形

推定、可能性………未來形、条件法

e) なるべく短かい簡単な文章とする。

- f) 数字を正確に。
 - g) 写真、図表などの説明は現在形。
- 2) 技術的内容把握の困難性
- 開発調査報告書がその性格上技術的内容を豊富に含むが、近年技術革新の影響によりその内容が極めて専門化されている。しかも報告書のカバーする範囲は下記の如く多岐にわたっている。
- 農業、森林、鉱物、道路、橋梁、空港、港湾、鉄道、河川、工業、発電水力、水道、電気通信など
- これらの各部門の技術的内容を誤りなく理解すること、さらに立派な英文に翻訳するということは極めて困難であり、如何に優秀な翻訳者といえども上記各部門のすべてを完全な英文で表現することは不可能といっても過言ではない。
- 理想としては、技術的内容に精通した各部門別の専門家であり、かつ翻訳にも練達の士がこれに当るべきであろうが、現実にはそのような専門家を探し出すことは極めて難しく、若し存在したとしても時間、経費などの制約のため不可能に近い。それで次善の策としては次のような打開策が考えられる。
- a) 技術専門家でない翻訳者が翻訳する。
(これは一般翻訳業者に発注するケース)
この場合、過去に関連部門の翻訳を比較的多く担当した翻訳者を選択することによって英文そのものにはミスがなく、内容の誤解も比較的少くすることが可能である。然し技術的内容の把握の程度についてチェックする必要がある。
 - b) 翻訳業者ではないが或る程度の英文が書ける技術専門家が翻訳する。
(これは調査団の推薦などにより発注するケース)
技術的内容の把握、専門語の使用などの点では一応完全と見做してよいが、英文として誤解を招く恐れがある、文が長すぎる、表現が幼稚である、informalな表現が多い、など種々の欠点を有する。

上記 a)、b) が完全な翻訳というものにアプローチするための妥協案ともいえるものであるが、その成果品はそのまま印刷に出せる出来ばえあることは殆どない。

従って、この翻訳成果品はこの段階では一応の“完成品”と見做し得るが、前述した如く開発調査報告書という出版物として公表することを考えるとき、やはり一種の素材——相当高度のものであるが——として取扱うべきと考えられる。

政府機関の発行する開発調査報告書は部内資料などと同一のレベルで論ぜられるべきものではなく国際的立場で考慮されなくてはならぬものであるから、翻訳成果品をそのような立場で検討——つまり校閲——する必要がある。

1-2 校閲における問題点

1) 校閲の方法

国際的に通用する出版物を作成するという立場で校閲を考えるときその方法——勿論完全な解決策ではありえないにしても——は、翻訳の実施と関連して次のようなものが考えられる。

a) 技術専門家でない翻訳者が翻訳した場合

英文そのもののミスは少ないはずであるから技術的内容が正しく英文で表現されているかのチェックが主眼となる。この場合、英語に堪能な（読解力があり、幾分の修正ができるという意味）その部門の専門技術者に校閲を依頼することで完全に近いものができる。

この場合、調査団員を交え翻訳者と校閲者との詳細な討議が必要である。

b) 翻訳業者ではないが或る程度の英文が書ける技術専門家が翻訳した場合

技術的内容の把握、技術用語の使用などの点では不安がないので、公式報告書として具備すべき点（前述）に校閲の重点をおく必要がある。

この場合、開発調査報告書の翻訳を比較的多く経験した一般翻訳業者に校閲を依頼することが必要である。同時に調査団員、翻訳者、

校閲者の綿密な討議が当然必要となる。

2) 校閲のポイント

文法、綴字、その他の初步的ミスは論外として次の各項などが注意すべきポイントとする。

- a) 技術的内容の把握において妥当な用語と表現であるか？
- b) 誤訳ではないが、より洗練された誤解を生じない表現はないか？
- c) informalな用語、構文を使用していないか？
- d) 政府機関の発表する公的調査報告書として正確で品格のある英文か？

3) 外人による校閲について

校閲に際して外人（この場合英米人）に依頼すれば完全な英文ができるあがるという容易な考え方がある。

然し、表現の不備な日本語原稿——著者の作文能力に一部起因するとしても、日本語そのもののあいまいさに大部分原因がある——では、翻訳者の技術的理解度の不足と相俟って、訳者が往々著者の意図とは異った考えを正しい英語で表現することがある。

このような場合、その専門分野の外人でもない限り、なまじ正しい英文であるため一般外人にはそのミスを発見できない。外人による校閲が一般的に言って有効であることは論ずるまでもないが、前述のような点や経費などの点でお考慮の余地が多いのも事実である。

1 - 3 外国語（英語を除く）の翻訳について

当部で作成する報告書には英語以外では仏語、西語が比較的多く使用されている。これらの外国語の翻訳には英語の場合以上に難しい問題があるが、次にその数例をあげる。

- 1) 翻訳者の数が比較的少ない。その中で公式報告書の翻訳者として十分な資格のある人は極く限られる。
- 2) 翻訳の程度の判定はJICA担当職員または調査団員の中では特定の者以外不可能であり、日本語原稿が過不足なく訳されているかどうか不明の場合が多い。また、校閲は必然的に外部に依頼せざるを得ないが、その校閲が妥当であるのか、また公式報告書として十分な

条件を具えているかどうか、などについての判定は更に困難である。

- 3) 従って、報告書を作成する当部の関係者には仏語、西語等特殊語の翻訳に関しては受動的な立場しかなく、その成果品の内容審査はきわめて困難である。

以上のような問題の解決策として次のようなことが考えられる。

- 1) 報告書の翻訳語は相手国の如何に拘らず、原則として英語とする。
これは、日本語から直接仏語または西語に翻訳するよりは、日本語→英語→仏(西)語の翻訳で途中のチェックが可能であるのでよい結果が得られる。

また、相手国側の英語理解力は近年非常に増大しており、完全な英文で書かれている報告書は、たとえ仏語国または西語国にとっても不完全な仏語、西語を使用したものより遙かに理解され易い。

- 2) 若し、時間と経費が許せば、報告書の重要な部分(要約、結論、勧告など)を仏文または西文等特殊語に翻訳する。この場合ベースが英語であるので、適当な外人(仏語または西語を母国語とする)に依頼することが適切であろうし、英文と仏文(または西文)を対照的に収録することにさらに誤解を除き得る。

2. 報告書の印刷・製本仕様

報告書作成業務の能率化と成果品の質の均一化のため、報告書は原則として別紙付／表2-1の仕様に基づいて作成されるものとする。従って印刷発注に当って、業者の十分な理解と協力を求める必要がある。

付／表2-1
印刷・製本の仕様

和文版仕様		英文版仕様
ダイヤボード クルミ表紙	表紙	ダイヤスカーフ ピス止(3穴), または パンダー(4穴)
上質 46.5 Kg(折込・図表類も同じ)	本文	上質 46.5 Kg(折込・図表類も同じ)
アート紙 135 Kg	写真	アート紙 135 Kg(カラー, 挿絵, 地図も) 同じ
各上質(厚口), またはコットン(薄口)	扉 (中間紙)	各上質(厚口), またはコットン(薄口)
表紙 特太明朝体, または特太ゴジック体	文字	表紙 フーツラボーラド, センチュリー ボーン, オルタネート・ゴジックのうち一種
背表紙 表紙で使用した書体の級数を下げる。		背表紙 表紙で使用した書体の級数を下げる。
本文 明朝体 5号		本文 プレスローマン・メディアム(11pt) ボドニー・ブック・メディアム(11pt)
大見出し 表紙と同じ		大見出し 表紙と同じ
小見出し 中ゴジック		小見出し プレスローマン・ボーン ボドニー・ブック・ボーン
図表タイトル 中ゴジック		図表タイトル 小見出しに準ずる
写真説明と 備考 9 pt 明朝体		シンボル 本文で使用した活字の technical symbol を使用 写真説明と 備考 本文使用活字より1~2 pt. 下げる
43字×35行 (2.5ピッチ×4.5ピッチ) 10%縮小	字詰	シングル(行間2mm厳守) 横15cm(左右余白2cm) 縦24cm(上下余白同じ) 頁位の位置は上から25cm
A4規格	サイズ	A4規格
編集要領		
報告書の構成は本書「開発調査報告書作成要領」5.「報告書の構成」に準ずるが、編集上必要 と考えられる諸点を次に述べる。		
図表の挿入箇所： サイズの関係で関連するページに挿入不能の際は各章の末尾に収録する。		
図表のタイトル： 図の場合は図の下に、表の場合は上側にタイトルを記入する。またナンバーは各章毎に通しナ ンバーとする。図表の縮小または拡大を考慮してタイトルの活字の大きさに注意すること。		
色刷： 原則として各章および付録編に色刷を挿入する。		
ノンブル： 通しページ、または各章毎にノンブルをつける場合があるが、原則として通しページとする。 (頁付け) 使用する数字は、目次までがローマ数字の小文字、第1章からアラビア数字を使用のこと。		
脚注マーク： 星印(*)または括弧内に数字(1)などを使用し、脚注の挿入箇所は該当する ページの最下段とする。		
参考文献リスト： 挿入箇所は脚注に準ずるが、多数の場合は各章の末尾に収録する。		

3. 報告書の表紙について

開発調査報告書の技術的内容の責任の所在を明確にするため、英文版※表紙には調査団名を別紙の要領で明記することとし、相手国名、プロジェクト名などについても下記を参考としてレイアウトするものとする。

※英文版以外の外国語版もこれに準ずるものとする。

和文版については国内向資料といった意味もあり、別紙のようをレイアウトを標準として作成する。

(1) 相手国名

正式な相手国名（例えば Kingdom of Thailand, Khmer Republic など）をプロジェクト名の上に記載し、その主管官庁名は原則として除く。

(2) 標題

プロジェクト名と報告書の種類（Preliminary Survey, Feasibility Surveyなどの区別）を次頁のように分離して記載する。

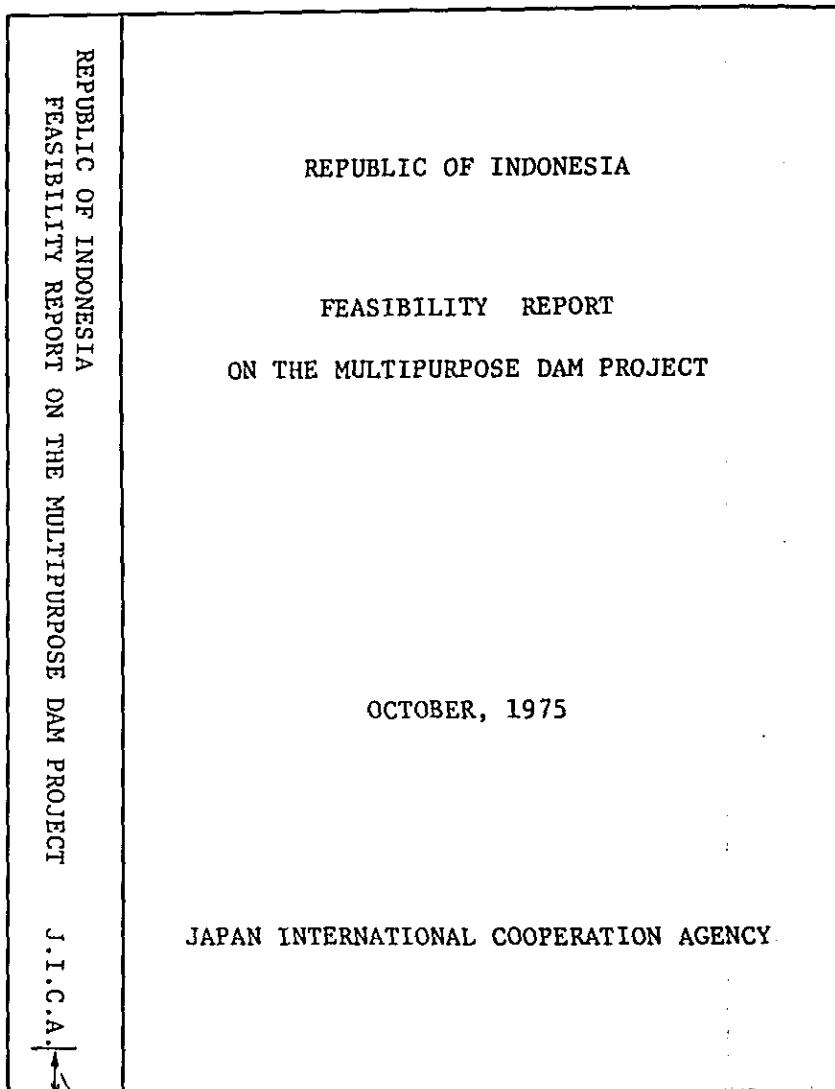
レイアウト例 和文版

(背文字)

(表 紙)

(国名) インドネシア共和国 オノギリ多目的ダム計画 (プロジェクト名) (国名) ウオノギリ多目的ダム計画 フィージビリティ調査報告書 (報告書の種類) 一 4 cm あける	<p>インドネシア共和国 (相手国名)</p> <p>ウオノギリ多目的ダム計画 (プロジェクト名)</p> <p>フィージビリティ調査報告書 (報告書の種類)</p> <p>昭和 50 年 10 月 (発行年月)</p> <p>国際協力事業団</p>
---	---

レイアウト例 英文版
(背文字) (表紙)



4. 報告書の取扱い

開発調査報告書がその内容によって相手国政府の政策や開発計画などに重大な影響を与える恐れがある場合がある。従って、翻訳、校閲などを含む報告書作成期間中その内容が外部に漏洩しないよう細心の注意を払うことは勿論、出来上がった報告書は別に定める要領に従い、慎重に取り扱わなければならない。

5. 書体見本・記号の呼び方・校正記号表

書体見本

写真植字の書体は下記の様なものがありますが、印刷効果の関係で同じ明朝でも細明朝から特太明朝まで線の太さの異った文字があります。すなわち小さい級数での特太文字は線が太い為潰れる恐れがあり、又大きい級数での細明朝ではあまり効果が良くありません。又、かなの大きい(KL)ものと小さい(KS)ものがあります。それぞれの用途に応じて御指定下さい。指定は各書体名の横にあるコードでも結構です。

[細明朝体] LM-KS

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細明朝体] LM-KL

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細明朝体] LM-KPY(複組用かな) *地にLM-KPT(複組用かな)もあります

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-NKS

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-NKL

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-OKS

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-OKL

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[太明朝体] BM

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[特太明朝体] EM

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[横特太明朝体] YM

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細ゴシック体] LG-KS

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細ゴシック体] LG-KL

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中ゴシック体] MG

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中大ゴシック体] DG

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[太ゴシック体] BG-KL

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[特大ゴシック体] EG

新らしい文字印刷のバイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

五号（ヨコ組）

ビッチ
2.5 日経横送原寸大印字(1)日経横送原寸大印字(2)日経横送原寸

4.5 日経横送原寸大印字(1)日経横送原寸

英文版仕様書体見本

表紙、大見出し

E18-44(フルカラ・ポーラト)
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZabcdefghijklmnopqrstuvwxyz 1234567890

E01-44(セシオヌリード・ポーラト)
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZabcdefghijklmnopqrstuvwxyz 1234567890

E07-24(オルタナ・トライアングル)(No.2)
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZabcdefghijklmnopqrstuvwxyz 1234567890

本文、写真説明と備考

PR-11-B (Press Roman 11 Pt. Bold)

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890\$,.-,:!/?*½¼¼-()[]+=+/%&@

B-10-M (Bodoni Book 10 Pt. Medium)

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890\$,.-,:!/?*½¼¼-()[]+=+/%&@

小見出し、図表タイトル

PR-11-M (Press Roman 11 Pt. Medium)

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890\$,.-,:!/?*½¼¼-()[]+=+/%&@

PR-10-B (Press Roman 10 Pt. Bold)

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
1234567890\$,.-,:!/?*½¼¼-()[]+=+/%&@

■記号の呼び方

【くぎり記号】

- ・ 句とう
- ・ 句点(まる)
- ・ 中黒
- ・ ピリオド
- ・ カンマ
- ・ コロン
- ・ セミコロン
- ・ 耳だれ
- ?? 二つ耳だれ
- ! 雨だれ
- !! 二つ雨だれ
- / 斜め雨だれ
- // 斜め二つ雨だれ
- !? ダブルだれ

【くりかえし記号】

- ・ ひらがなかえし
- ⟨ 大がえし ⟨の字点
- 々 漢字がえし 同の字点
- ・ 同じくチョンチョン
- ・ 二の字点 ピリピリ

【リーダー類】

- …： 二点リーダー
- …： 三点リーダー

- …： 四点リーダー
- …： ミシンケイ

【バーレン類】

- () バーレン(括弧)
- () 二重バーレン
- () 龜甲
- () 龜甲ブラケット
- () 角ブラケット
- () すみつきバーレン
- () すみつき(ブラケット)
- () 白ぬきブラケット
- 「」 かぎ
- 「」 太かぎ
- 「」 二重かぎ
- “” ダブルアポ
- “” アボ
- ・・ チョンチョン
- ⟨⟩ ギュメ
- ⟨⟩ 山バーレン

【つなぎ符】

- | 連字符
- | 二重ダッシュ
- | ダッシュ
- | 波ダッシュ

【ケイ線の呼び方】

- 表ケイ
 - 特ケイ
 - 中太ケイ
 - 裏ケイ
 - …… ミシンケイ
 - …… 太ミシンケイ
 - ~~~ ブルケイ
 - ~~~ 太ブルケイ
- 〔輪 か <〕
- 無双
 - == 双柱
 - ==== 太双柱
 - ===== 子持ち
 - ===== かすみ

校正記号表

主記号			併用記号		
記号	意義	参考	記号	意義	参考
□□□	文字・記号などをかえ、または取り去る。	erase replace revive	トル	文字・記号などを取り去って、あとを詰める。	
□□□	書体または大きさなどをかえる。	font (Roman)	トルアキ	文字・記号などを取り去って、あとをあけておく。	
□□□	字間に文字・記号などを入れる。	space between char.	イキ	訂正を取り消す。	
□□□	転倒した文字・記号などを正してくれる。	reversed	□□□□□	とう点・句点・中点	
□□□	不良の文字・記号などをかえる。	broken	○○○○	ヨリオド・コインズ・コロン・セミコロン	
□□□	右書き、上書きまたは下書きにする。	right hand writing	オモテ	表	
□□□	字間・行間などをあける。	space between lines	ウラ	裏	
□□□	字間・行間などを詰める。	insert space to fill	ミン	ムン(明)胴体 (例:書体)	
□□□	つぎの行へ移す。	to next line	ゴ	ゴシック体 (例:書体)	
□□□	前の行へ移す。	remove to fore	アンチ	アンチック体 (例:ふと、フト)	
□□□	行を折しく起こす。	end A at B	ボ	ポイント	
□□□	文字・行などを入れかえる。	master line replace	□	一字ぶん(全角)のみ	
□□□	行をつづける。	end line Next	倍	全角の倍数をあらわす。	
□□□	指定の位置まで文字・行などを移す。	down line move	分	全角の分数をあらわす。	
□□□	指定の位置まで文字・行などを移す。	right line move	Ⓐ	(欧文)大文字 またはCap (例:TYPE)	
□□□	字並びなどを正しくする。	center	Ⓑ	(欧文)スマール またはA.C. (例:TYPE)	
□□□	(欧文)大文字にする。	capital Capital	Ⓒ	(欧文)小文字 またはP.C. (例:type)	
□□□	(欧文)スマールキャピタルにする。	small Small	ローマン	(欧文)ローマン体 またはROM. (例:Type)	
□□□	(欧文)イタリック体にする。	italic	イタ	(欧文)イタリック またはItal. (例:Type, Type.)	
□□□	(欧文)ボールド体にする。	bold	ボールド	(欧文)ボールド体 またはbold (例:Type, Type.)	
(備考)このなかに示していない種類の書体・カイなどを指定する場合には、省略しないで、なるべく正しい名前を用いて指定する。					

— M E M O —

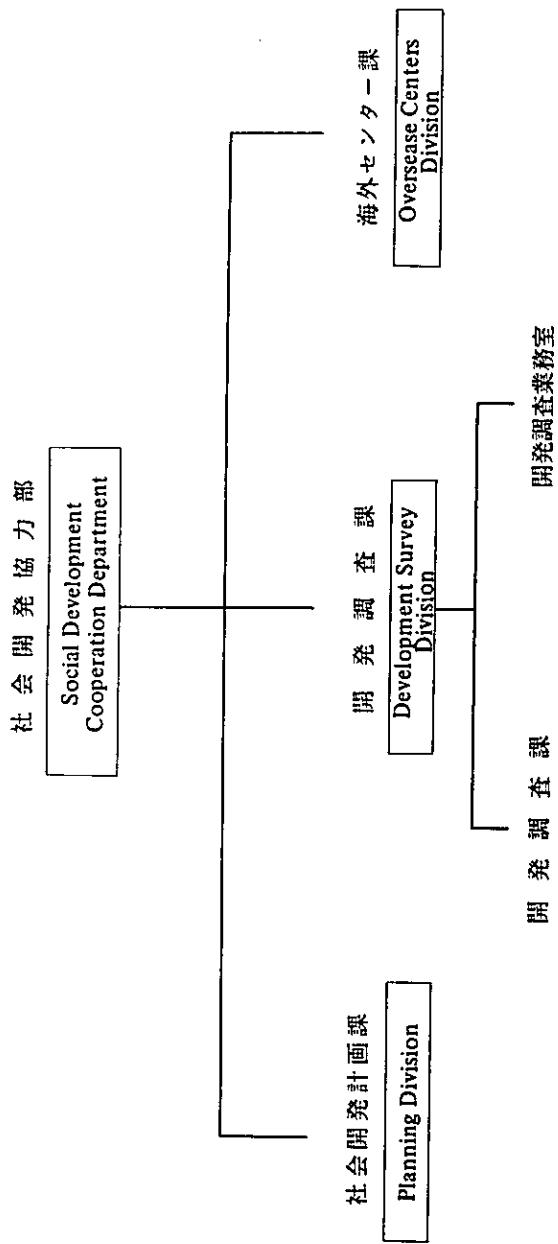
— M E M O —

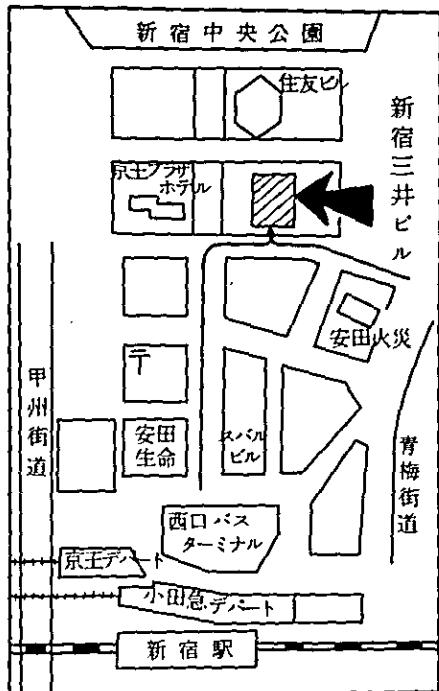
— M E M O —

- M E M O -

— M E M O —

— M E M O —





国際協力事業団
社会開発協力部 (47階)

Japan International Cooperation Agency (JICA)

Social Development Cooperation Dept. (47F)

〒160 東京都新宿区西新宿2丁目1番地
新宿三井ビル内 私書箱216号
受付台 (03) 346-5311~5

